

広島県人権啓発推進プラン（第5次）
[素案]

令和3（2021）年〇月

広 島 県

目次

本編

| | |
|---------------------------------------|----|
| 第1章 はじめに | 1 |
| 1 策定の趣旨 | 1 |
| 2 プランの位置づけ | 1 |
| 3 プランの計画期間 | 1 |
| 第2章 目指す姿と基本的な考え方 | 2 |
| 1 目指す姿（5年後の人権啓発の姿） | 2 |
| 2 基本的な考え方 | 3 |
| (1) 人権に関する基本的な知識の習得 | 3 |
| (2) 個性を尊重する意識の醸成 | 3 |
| (3) 実際の行動への反映 | 3 |
| 3 各人権課題に対する取組 | 4 |
| (1) 女性 | 4 |
| (2) 子供 | 8 |
| (3) 高齢者 | 10 |
| (4) 障害者 | 12 |
| (5) 同和問題 | 15 |
| (6) 外国人 | 17 |
| (7) 性的指向・性自認 | 19 |
| (8) 感染症患者等 | 21 |
| (9) 刑を終えて出所した人 | 23 |
| (10) 犯罪被害者等 | 25 |
| (11) インターネットによる人権侵害 | 27 |
| (12) 国及び他団体と協力していく分野 | 29 |
| ○ 北朝鮮当局による拉致問題等 | 29 |
| ○ アイヌの人々 | 30 |
| 第3章 効果的な啓発の実施 | 31 |
| 1 プランの推進体制 | 31 |
| 2 効果的な啓発方法 | 31 |
| (1) 情報の共有と活用 | 31 |
| (2) 人権課題全般の周知 | 31 |
| 3 人材育成 | 32 |
| (1) 人権に関わりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等 | 32 |
| (2) 担当者育成のための研修等 | 32 |
| 4 多様な手法や時機を捉えた啓発 | 32 |
| 5 フォローアップ及び見直し | 32 |

資料編

| | | |
|---|-------------------------------|----|
| 1 | 用語解説 | 33 |
| 2 | 関係法令 | 37 |
| 3 | 参考資料 | 39 |
| | (1) 世界人権宣言 | 39 |
| | (2) 日本国憲法（抄） | 44 |
| | (3) 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 | 48 |
| | (4) 人権教育・啓発に関する基本計画 | 50 |
| | (5) 広島県人権教育・啓発指針 | 86 |
| | (6) 広島県人権教育推進プラン | 90 |
| 4 | 人権関係年表 | 92 |

凡例

本文中の「関連する県計画」は、プラン策定時の直近のものを掲載しています。

広島県人権啓発推進プラン

第1章

はじめに

1 策定の趣旨

本県では、平成14年11月に「広島県人権啓発推進プラン」を策定し、3回の改定※を重ねながら、県民が人権尊重の意識を高め、互いに人として尊重し合い、だれもがいきいきと生活できる社会づくりに向け、さまざまな人権啓発に取り組んできました。

しかしながら、依然として差別紙片のばらまきや児童虐待などの人権侵害事案が発生するなど、人権尊重に関する意識改革は十分でなく、引き続き取組を続けていく必要があります。

また、性的指向や性自認に対する社会の関心の高まりといった状況変化や、新型コロナウイルス感染症拡大に伴って顕在化した医療従事者等に対する誤解や偏見・差別、インターネットを通じた個人の名誉やプライバシーの侵害などの新たな課題についても、対応していくことが必要となっています。

加えて、それぞれの人権課題で実施している啓発をより効果的・効率的に実施していくためには更に連携を図る仕組みづくりが必要です。

このような状況を踏まえ、今後5年間の取組をまとめた「広島県人権啓発推進プラン（第5次）」を策定するものです。

※ 平成18年3月、平成23年1月、平成28年3月

2 プランの位置づけ

「広島県人権啓発推進プラン」は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（平成12年法律第147号）第5条に基づき、本県の基本方針等を定めた「広島県人権教育・啓発指針」（平成14年5月策定）の人権啓発部分に係る実施計画に位置づけます。

3 プランの計画期間

令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間

第 2 章

目指す姿と基本的な考え方

1 目指す姿（5年後の人権啓発の姿）

- 個々人の性別※、年齢、障害の有無、民族、国籍などの様々な違いを認め合い、尊重し合う意識の醸成のための啓発が行われるとともに、社会情勢の変化や新たに発生する人権課題などを踏まえた取組が行われています。
- 県民が多様性に関する正しい知識を得る機会や、課題に合わせた体験学習など日常生活の中に反映されるような実践的な講座に参加できる機会が増えています。

| モニタリング指標 | 現状値 |
|--|---------------|
| 「広島は、お互いの人権を尊重し合うことができる」と感じる人の割合 【県民意識調査】 | 32.4% [R2] |

- このプランは目指す姿に向けて関係する様々な人権課題への取組のうち「人権啓発」をとりまとめたものであり、関係する課題も多岐にわたることから統一的な成果指標は設定せず、県民の人権に関する意識の動向を把握するための「モニタリング指標」を置いて、その数値の動きを注視していくこととします。
- また、課題ごとに「関連指標」を設定し、動向をモニタリングします。
この「関連指標」は、その課題に関連する県計画がある場合はそれぞれの計画において設定された成果指標とその目標を、また関連する県計画が無い場合はその課題に関連の深い統計数値を指標としています。
- 「モニタリング指標」と「関連指標」についてはその動向を毎年度検証・分析し、結果を施策に反映させていきます。

※ 性別には、身体的な男性と女性の区別だけでなく、自分の性別に対する認識である「性自認」（「心の性」とも言われる。）や、恋愛や性愛の対象となる性である「性的指向」などの概念を含みます。

2 基本的な考え方

(1) 人権に関する基本的な知識の習得

内閣府の世論調査*（平成 29 年度）によると、基本的人権は侵すことのできない永久の権利として、憲法で保障されていることを「知っている」と答えた人の割合は 81.4% となっており、前回（平成 24 年度）の調査結果 82.8% と連続して 8 割以上を占めたものの、いまだ「知らない」と答えた人も一定数存在しています。

このため、憲法を始めとした人権に関わる国内法令や国際条約の周知など、人権に関する基本的な知識の習得を目的とした啓発に引き続き取り組みます。

※ 出典：「人権擁護に関する世論調査」（内閣府）

平成 24 年度は全国 20 歳以上、平成 29 年度は全国 18 歳以上の日本国籍を有する人者を対象に実施

〔参考〕平成 29 年度調査（うち 20 歳以上）：「知っている」と答えた人の割合 81.3%

(2) 個性を尊重する意識の醸成

世間体や他人の思惑を過度に気にする風潮、社会における横並び意識の存在などが、安易な事なかれ主義に流れたり、人々の目を真の問題点から背けさせる要因となっており、そのことにより、各種差別の解消が妨げられている側面があります。

また、性的指向・性自認に関してなどでは、社会的関心が高まる一方で無知や誤った知識が新たな差別を引き起こしています。

このため、正しい知識の普及を行い、根拠のない不合理な差別を許さず、多様性を認め、個性を尊重し合う意識を根付かせていくような啓発を推進します。

(3) 実際の行動への反映

いじめや子供・高齢者・障害者への虐待、配偶者等からの暴力、ストーカー事案、近隣でのトラブルに起因する事件など日常生活のあらゆる場面において、人権が侵害される状況が依然として存在しています。

また、個人の自由な意思や選択の結果ではなく、その多くが様々な悩みが原因で追い込まれた末、尊い生命が自殺により失われています。

このため、日常生活において、人権への配慮が自然に態度や行動に現れてくるよう、生命の尊さ・大切さや、他人との共生・共感の大切さといった人権尊重の理念を普及します。

3 各人権課題に対する取組

(1) 女性

日本国憲法では、個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、性別により差別されないとされています。また立法的な措置として「男女共同参画社会基本法」、「男女雇用機会均等法」に加え、平成28年には「女性活躍推進法」の全面施行、平成30年には「政治分野における男女共同参画推進法」の施行など、男女が性別により差別されることなく、その能力を十分に発揮できるような環境整備が進められつつあります。

本県では、「広島県男女共同参画推進条例」を制定し男女共同参画推進の基本理念を定めるとともに、関連する県計画※に基づき、性別に関わらず個人が互いに人権を尊重し、能力を十分に発揮することができるよう、啓発を行ってきました。

また、配偶者等からの暴力、性犯罪・性暴力、売買春、セクシュアルハラスメント、ストーカーなど人権を侵害する事案に対応するため、「DV防止法」、「ストーカー規制法」等が改正されるなどの立法的措置がとられています。

本県では、関連する県計画※に基づき、暴力防止及び被害者支援に向けた啓発を行ってきました。

※ この項において関連する県計画は以下のとおり

- ・わたらしい生き方応援プランひろしま（仮称）（令和3～7年度）
- ・ひろしまDV防止・被害者支援計画（第4次）（仮称）（令和3～7年度）

現状・課題

○ 配偶者等からの暴力、性犯罪・性暴力、売買春、セクシュアルハラスメント、ストーカーなど、人権を侵害する事案が発生しており、被害者の多くは女性が占めています。

また、被害を受けても相談していない人もおり、未然防止や救済に向け、人権の重要性についての正しい知識と理解の啓発や相談窓口等についての周知が必要です。

○ 県政世論調査（令和2年度）によると「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に賛成する人は依然として3割以上いることや、「社会全体における男女の地位」が平等と思う人の割合は10%台（女性11.5%、男性18.2%）と低いことなど、性別にかかわらず誰もが、個性と能力を十分に発揮し社会のあらゆる分野に共に参画するという理念について、県民への理解が十分浸透しているとは言えない状況にあります。こうした意識の変革を図るためには、男女共同参画に向けた啓発において、効果的な取組を行っていく必要があります。

○ 各ライフステージにおける、男女それぞれの、互いのライフプランの考え方などへの理解不足や性差に関する固定観念等により、キャリアへの満足度が低かったり、配慮不足からくる行き違いが生じているおそれがあるため、男女双方が互いに理解を深める必要があります。

- 女性がその個性と能力を十分に発揮し、安心して働き続けることができる社会の実現に向け、法整備を含め社会全体の機運は醸成されつつあり、女性の就業率は増加基調にあります。出産・育児期の女性の離職により就業率が落ち込む、いわゆる M 字カーブについては、底が浅くなってきているものの解消には至っておらず、指導的立場に占める女性の割合も2割弱（令和元年度）にとどまっています。このため、誰もが安心して働き続け、活躍できる職場環境づくりの意義や重要性について、事業者や従業員等の理解を深める必要があります。

取組の方向

性別に基づく差別や権利侵害の根絶及び性別による役割分担意識の是正に向けた意識変革を図る啓発を行います。

また、誰もが様々なライフイベントと両立しながら安心して働き続けるとともに、女性が仕事に対する意欲を持って、その力を発揮することができる環境づくりに向けた理解促進を図っていきます。

実施にあたっては、関連する県計画に基づいて行います。

具体的な取組

（女性の人権擁護）

- 「DV防止法」に基づいて設置した「配偶者暴力相談支援センター」について、暴力被害を受けた女性等、誰もが相談・保護・支援を受けられるよう身近な相談窓口として周知を図ります。〔健康福祉局こども家庭課〕
- より早期から、対象に応じて、デートDVやDVに関する正しい知識の啓発を行います。〔健康福祉局こども家庭課〕
- 性被害の相談窓口である「性被害ワンストップセンターひろしま」について、中学・高校生など若年層への周知を強化するとともに、24時間365日、秘密厳守で相談できることや、Webを活用した相談申込みの受付などといった、被害者等の心情に配慮した取組の情報発信を行います。〔環境県民局県民活動課〕
- 配偶者暴力やストーカー事案等あらゆる暴力などに対して、認知の段階から対処に至るまで、関係部門が情報共有・連携の上、被害者の安全確保に向け、正しい理解と認識を深めるための啓発や被害が深刻化する前の早期相談につながる啓発を行います。

また、こうした事案への迅速かつ的確な対応が図られるよう、警察官に対する必要な研修を実施します。〔環境県民局人権男女共同参画課、健康福祉局こども家庭課、警察本部人身安全対策課〕
- セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメントなど様々なハラスメントの防止に向け、職場におけるハラスメント防止に関する国の指針等の周知を含めた企業等への啓発、相談窓口の周知などに取り組みます。〔商工労働局働き方改革推進・働く女性応援課〕

| 関連指標 | 現状 | 目標 | 備考 |
|-------------------------|---------------|-----------------|-------------------------------|
| デートDVに関する精神的暴力の認識率（高校生） | 66.5% [R元] | 75.0%以上 [R7] | 「ひろしまDV防止・被害者支援計画（第4次）（仮称）」より |
| 性被害ワンストップセンターひろしまの認知度 | 7.4% [R2] | 15%以上 [R7] | 「わたしらしい生き方応援プランひろしま（仮称）」より |

（性別による役割分担意識の是正）

- 性差による固定観念にとらわれず自分らしく暮らしている人の事例紹介や交流の場の設定、またこうした取組の発信により、県民の固定的な意識の解消につながるよう取り組みます。〔環境県民局人権男女共同参画課〕
- 固定的な意識の解消に向けてこれまで取り組んできた意識啓発については、ターゲットやテーマを地域の実情に合わせて選定するなど内容の工夫に加え、Webを活用して対象を広げることなどにより、啓発効果の拡大を図ります。〔環境県民局人権男女共同参画課〕
- 夫婦等のパートナー同士や、職域等の男女双方を対象とした研修や意見交換の実施などにより、それぞれが互いのキャリアやライフプラン、立場や考え方を認識し、配慮することができる意識の醸成を図ります。〔環境県民局人権男女共同参画課〕
- エソール広島（広島県女性総合センター）が実施する男女共同参画を推進するための研修・交流、相談情報提供事業及び啓発活動を連携して行います。〔環境県民局人権男女共同参画課〕
- 県民を対象とした人権啓発イベントや啓発資料展示を行うとともに、人権全般を対象とした啓発冊子の配布などにより、女性の人権について啓発を行います。〔環境県民局人権男女共同参画課〕

| 関連指標 | 現状 | 目標 | 備考 |
|--|--------------------------|------------------------|----------------------------|
| 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に「賛成」と答えた人の割合 | 32.3% [R2] ※県政世論調査 | 22.0% [R7] ※独自調査 | 「わたしらしい生き方応援プランひろしま（仮称）」より |

（職場における女性の活躍促進）

- 様々な職場において、妊娠・出産・子育て等のライフイベントと両立しながら、安心して働き続けることができる環境づくりに向けて、セミナーの開催や職場研修への講師派遣等により、企業への理解促進を図ります。〔商工労働局働き方改革推進・働く女性応援課〕

- 女性が仕事に対する意欲を持って、その力を発揮することができる環境づくりに向け、経営者等への取組の働きかけを行うとともに、女性従業員を対象とした研修及び企業や業種の枠を超えたネットワークを形成する機会の提供などによる意欲向上の支援に取り組みます。〔商工労働局働き方改革推進・働く女性応援課〕
- 男性の育児休業等の取得促進に向け、市町等の関係機関と連携して、男性が家事・育児・介護等に積極的に参画することの意義や効果などについて、男性従業員や企業に対し理解促進を図ります。〔商工労働局働き方改革推進・働く女性応援課〕

| 関連指標 | 現状 | 目標 | 備考 |
|-------------------------|----------------|---------------|---------------------------|
| 女性（25～44歳）の就業率 | 72.3% 〔H27〕 | 82.5% 〔R7〕 | 「わたらしい生き方応援プランひろしま（仮称）」より |
| 県内事業所における指導的立場に占める女性の割合 | 19.5% 〔R元〕 | 25.0% 〔R7〕 | 「わたらしい生き方応援プランひろしま（仮称）」より |
| 男性の育児休業取得率 | 7.3% 〔H30〕 | 30.0% 〔R7〕 | 「わたらしい生き方応援プランひろしま（仮称）」より |

(2) 子供

子供の人権の尊重とその心身にわたる福祉の保障及び増進などに関しては、日本国憲法を始め、「児童福祉法」や「児童憲章」、「教育基本法」などにおいて、その基本原理ないし理念が示されています。

平成28年には、「児童福祉法等の一部を改正する法律」において、児童は適切に養育され、健やかな成長・発達や自立等を保証されることなどの権利を有することや、国民は児童の最善の利益を優先して考慮し児童の健やかな育成に努めることなど、児童の福祉を保証するための原理が明確化されました。

また、「子ども・若者育成支援推進法」、「いじめ防止対策推進法」、「児童買春・児童ポルノ禁止法」などの立法的措置のほか、令和2年には親権者等による体罰の禁止が法定化された「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が施行されました。

本県では、「広島県青少年健全育成条例」を制定し、青少年はあらゆる生活の場において、心身ともに健やかに成長するよう配慮されなければならないと規定するとともに、関連する県計画*に基づき、全ての県民が子育てを支え、たくましく健やかに生きる力を持つ子供たちを育成するための啓発を行ってきました。

※ この項において関連する県計画は以下のとおり

- ・ひろしま子供の未来応援プラン（令和2～6年度）
- ・広島県地域福祉支援計画（令和2～6年度）

現状・課題

- 子供を取り巻く環境をみると、依然として児童虐待、子供の貧困、いじめなど、深刻な問題があります。子供が人権侵害の被害者・加害者とならず、また自分自身も大切にし、健やかに成長するために、大人だけでなく子供に対しても正しい知識や理解を深めるための啓発が必要です。
- こども家庭センター（児童相談所）や市町が対応する児童虐待相談件数は年々増加しており、全国的には子供の生命が奪われるなど重大な事件も後を絶たない状況にあり、引き続き、深刻な人権侵害である児童虐待の早期発見、早期対応のため、相談窓口や支援制度について周知を図ることが重要です。
- 内閣府の調査*（令和元年度）では青少年のインターネット利用率は9割を超えていますが、インターネット上に相手が嫌がることを書き込む等、相手の人権についての認識や、有害情報・インターネットに起因する犯罪への意識が十分でない状況があることから、適正利用に関する情報の提供や講習会の実施等による啓発が大切です。

※ 出典：「令和元年度 青少年のインターネット利用環境実態調査」（内閣府）

取組の方向

児童虐待をはじめとした子供に対する人権侵害を防ぐとともに、子供の健やかな育成のための情報提供や啓発に取り組みます。

実施にあたっては、関連する県計画に基づいて行います。

具体的な取組

(子供の人権擁護)

- 子供への体罰の禁止や虐待が子供に及ぼす悪影響等について、保護者や子育てをこれから行う世代など県民への周知を図り、体罰によらない子育てを推進します。〔健康福祉局こども家庭課〕
- 児童虐待の通告義務、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」などを、広く県民に周知していきます。〔健康福祉局こども家庭課〕
- 学校等と連携し、いじめ防止のための取組実践例をイベント等の場で発表するなど、いじめの未然防止、早期発見・早期対応のための啓発を行います。〔環境県民局人権男女共同参画課、教育委員会豊かな心と身体育成課〕
- 県民を対象とした人権啓発イベントでの子供の人権に関する事例発表や啓発資料展示を行うとともに、人権全般を対象とした啓発冊子の配布などにより、人権意識の醸成のための啓発を行います。〔環境県民局人権男女共同参画課〕

| 関連指標 | 現状 | 目標 | 備考 |
|-------------------------|---------------|---------------|--------------------|
| 体罰や暴言等によらない子育てをしている親の割合 | 76.3% [R元] | 83.0% [R6] | 「ひろしま子供の未来応援プラン」より |
| 児童虐待により死亡した児童数 | 0人 [R元] | 0人 [R6] | 「ひろしま子供の未来応援プラン」より |
| いじめの解消率(公立小・中・高・特別支援学校) | 78.0% [R元] | 83.6% [R6] | 「ひろしま子供の未来応援プラン」より |

(青少年の健全育成)

- 「広島県青少年健全育成条例」の運用等により、インターネット等の適正な使用について子供、保護者や青少年活動に携わる人等への啓発など、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為や環境から青少年を保護する取組を推進します。〔環境県民局県民活動課〕
- 暴走族・非行少年グループ対策として、暴走族・少年非行防止対策会議の開催により関係者が一体となった取組を推進するとともに、広報啓発用ポスターの作成・掲示を行い、県民意識の啓発及び高揚を図ります。〔警察本部少年対策課〕
- 少年の規範意識向上に向け、犯罪防止教室の開催、少年警察ボランティアと連携した少年に対する声かけ活動、少年の立ち直りに向けた少年サポートルームの開催などを行います。〔警察本部少年対策課〕

(3) 高齢者

国では、「高齢社会対策基本法」に基づく新たな「高齢社会対策大綱」（平成30年閣議決定）を基本とし、各種の対策が講じられています。また、「高齢者虐待防止法」が制定され、高齢者の権利擁護のための取組も行われてきました。

本県では、関連する県計画※に基づき、高齢者が社会を構成する重要な一員として、健康で生きがいを持って安心して生活できるよう啓発を行ってきました。

- ※ この項において関連する県計画は以下のとおり
- ・第8期ひろしま高齢者プラン（令和3～5年度）
 - ・広島県地域福祉支援計画（令和2～6年度）

現状・課題

- 本県の65歳以上人口は総人口の28.9パーセント（令和2年1月1日現在）を占め、今後も人口減少・高齢化などの人口構造の変化に伴い、高齢化率は上昇していく見込みです。
- 高齢期になっても、県民の誰もが健やかに自分らしく輝き安心して暮らしていけるよう、本人の意思や能力に応じた就業や社会参加促進に資する情報提供、地域や事業主などの理解を深めるための啓発など、高齢者が活躍できる環境づくりに向けた取組を行う必要があります。
- 介護者による身体的・心理的虐待や、高齢者の家族などによる本人の財産の無断処分等の経済的虐待といった高齢者に対する深刻な人権侵害は依然として発生していることから、虐待の通報義務や相談窓口について更なる周知を図る必要があります。
- 高齢単身世帯の増加や認知症高齢者の増加を踏まえ、こうした高齢者やその家族が安心して生活できるよう、地域全体で支える社会づくりについて地域や関係者などの理解を深めるための啓発が大切です。

取組の方向

高齢者が生き生きと活躍できる環境づくりや、自分の尊厳を保ちつつ安心して暮らしていけるよう、認知症や虐待等に関する正しい知識や権利擁護に関して普及啓発を行います。実施にあたっては、関連する県計画に基づいて行います。

具体的な取組

（理解促進）

- 「老人の日」（9月15日）の全国キャンペーンに合わせ、9月を県の老人保健福祉月間とし、懸垂幕の掲示や期間中の県や関係団体の取組について、県ホームページへの掲載により、周知を図っています。〔健康福祉局地域福祉課〕

- 県民を対象とした人権啓発イベントでの高齢者の人権に関する啓発資料展示を行うとともに、人権全般を対象とした啓発冊子の配布などにより、人権意識の醸成のための啓発を行います。〔環境県民局人権男女共同参画課〕

(活躍できる環境づくり)

- 全国健康福祉祭（ねんりんピック）への選手派遣やシニア総合スポーツ大会、シルバー作品展開催などの各種事業を通じ、高齢者の生きがいと健康づくりをはじめ、積極的な社会参加を推進します。〔健康福祉局健康福祉局地域包括ケア・高齢者支援課〕
- 高齢者の特性や希望に合った就労的活動をコーディネートする人材の配置や、市町と連携したプラチナ大学の開校、退職前からのボランティア・市民活動等への参加を促す出前講座の開催などにより、高齢者の社会参画を推進するための普及啓発に取り組みます。〔健康福祉局地域包括ケア・高齢者支援課〕
- 高齢者が活躍している企業の優良事例の見える化などにより、企業に対して高齢者の積極的な雇用の働きかけを行います。〔商工労働局雇用労働政策課〕

(権利擁護の推進)

- 認知症の人やその家族が安心して生活できるよう、地域全体で支える社会の構築に向け、認知症に関する正しい知識と理解を更に促進するための啓発イベントの実施や団体・企業等との連携による啓発活動を実施します。〔健康福祉局地域包括ケア・高齢者支援課〕
- 認知症に関する正しい知識と理解を持って、地域や職域で認知症の人やその家族を手助けする認知症サポーターの養成を進め、実際に地域で活躍できるよう、認知症の人などを含む高齢者に対する理解を深めるための取組を推進します。〔健康福祉局地域包括ケア・高齢者支援課〕
- 地域包括ケアシステムにおける高齢者権利擁護に係る相談体制と担い手養成による市町等の支援を実施するため、地域包括支援センターの職員等を対象とした高齢者虐待等権利擁護に関する相談窓口の設置、専門職の派遣及び地域包括支援センター職員・介護保険サービス事業者等を対象とした高齢者虐待防止のための研修を行います。〔健康福祉局地域福祉課〕
- 高齢者虐待の通報義務や相談窓口について、県民及び養介護施設等に広報を行い、虐待防止と虐待発見時に速やかに通報するよう周知します。〔健康福祉局地域福祉課〕
- 県内各警察署に高齢化率が高く、高齢者の事件・事故による被害が多い地区を「高齢者防犯モデル地区」に指定（26地区）し、同地区における年1回以上の防犯・交通安全教室の開催をはじめとした効果的な活動を推進します。〔警察本部生活安全総務課〕
- 市町、高齢者団体、医療機関等によって構成される「安全情報ネットワーク」を活用して犯罪情報・防犯対策情報等を提供します。〔警察本部生活安全総務課〕

| 関連指標 | 現状 | 目標 | 備考 |
|-------------|------------------|------------------|-------------------|
| 認知症サポーター養成数 | 269,000人 [R2] | 362,000人 [R7] | 「第8期ひろしま高齢者プラン」より |

(4) 障害者

国では、「障害者基本法」、「障害者虐待防止法」、「障害者差別解消法」など、国内法を整備するとともに、平成26年に「障害者の権利に関する条約」に批准しました。これらに基づき、平成30年策定の「障害者基本計画（第4次）」に沿って障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を推進するとともに、「障害者雇用促進法」などにより、障害者雇用の一層の促進を図っています。

本県では、平成7年に「広島県福祉のまちづくり条例」を制定し、以来、障害者や高齢者を含む全ての人々が、自由に行動し、社会参加ができる誰もが住みよいまちづくりについて継続的な取組を行っています。また、関連する県計画*に基づき、障害者が社会を構成する一員として尊重される共生社会の実現のため、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消並びに障害者の自立及び社会参加の支援のための啓発を行ってきました。

- ※ この項において関連する県計画は以下のとおり
- ・第4次広島県障害者プラン（令和元～5年度）
 - ・広島県地域福祉支援計画（令和2～6年度）

現状・課題

- 障害者が日常生活又は社会生活を営む上では、いまだ様々な障壁があり、不自由、不利益又は困難な状態におかれています。さらに、障害や障害者に対する誤った認識や偏見から生じる差別も依然として存在しています。このため、差別や偏見等を取り除き、障害者が人間としての尊厳を傷つけられないことがないよう、県民一人ひとりの「心のバリアフリー」を推進するため、障害者について十分な理解の促進が求められています。
- 県内の障害者実雇用率は過去最高を更新しており、障害者雇用は進んでいるものの法定雇用率には達しておらず、また、就労を希望する障害者は増加傾向にあることから、障害者が働ける場所を一層確保していく必要があります。
- 障害者虐待防止や通報義務について、市町や事業者にとどまらず、学校や医療機関等への周知を図る必要があります。
また、虐待発見時の速やかな通報を確保するため、窓口の周知やそれを受ける市町、事業者等の職員の人材育成・普及啓発の推進が重要です。

取組の方向

障害や障害者に関する正しい知識を啓発するとともに、障害者が社会を構成する一員として参加するための機会確保に向けた広報・啓発を実施します。

実施にあたっては、関連する県計画に基づいて行います。

具体的な取組

(理解促進)

- 誰もが暮らしやすい共生社会の実現に向けた「あいサポート運動」を推進するため、研修、あいサポート企業・団体の認定、あいサポートアート展の開催などにより、障害についての理解促進に取り組みます。〔健康福祉局障害者支援課〕
- 広島県知的障害者福祉大会の運営を支援することにより、障害者福祉について研究し、広く県民に対する福祉思想の普及・啓発を促進します。〔健康福祉局障害者支援課〕
- 広島県身体障害者福祉大会の運営を支援することにより、身体障害者の社会参加を促進し、福祉思想の普及・啓発を推進します。〔健康福祉局障害者支援課〕
- 社会の障害に対する差別や偏見等を取り除き、県民一人ひとりの「心のバリアフリー」を推進するため、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談等に係る業務を効率的に処理する心のバリアフリー推進員を設置するとともに、障害の特性を知り、障害者への手助けや配慮を実践する「あいサポート運動」の推進、障害者に関するマークの普及促進等を図ります。〔健康福祉局障害者支援課〕
- 障害の特性や必要な配慮について理解し実践につなげるための出前講座や研修を企業・団体、地域、学校等を対象に実施します。〔健康福祉局障害者支援課〕
- 精神保健福祉に関する正しい知識の普及を図る正しい知識の普及を図るため、家族会が実施する学習会等を支援します。〔健康福祉局健康対策課〕
- 県民を対象とした人権啓発イベントでの障害者の人権に関する講演会等の開催や啓発資料展示を行うとともに、人権全般を対象とした啓発冊子の配布などにより、人権意識の醸成のための啓発を行います。〔環境県民局人権男女共同参画課〕

| 関連指標 | 現状 | 目標 | 備考 |
|---------------------------------|-------------------------|-------------------------|------------------|
| 障害のある人が困っているときに、手助けをしたことがある人の割合 | 67.0% [R2] ※県独自調査 | 70.0% [R5] ※県独自調査 | 「第4次広島県障害者プラン」より |
| あいサポーター数 | 240,176人 [R元] | 255,000人 [R7] | |

(権利擁護の推進)

- 県障害者権利擁護センターの機能強化を図り、虐待発見時の速やかな通報を確保するとともに、障害者虐待の未然防止や通報義務等について、障害者、養護者及び事業者等への普及啓発活動を行います。〔健康福祉局障害者支援課〕
- 市町、事業者等の職員を対象とした障害者虐待予防・権利擁護に関する研修実施による人材育成・普及啓発を推進します。〔健康福祉局障害者支援課〕
- 障害者虐待防止ネットワーク推進会議を開催し、関係機関が把握している課題について検討の上、解消に向けた取組を行います。〔健康福祉局障害者支援課〕

(活躍できる環境づくり)

- 障害者の就業支援のため、啓発冊子の作成、障害者雇用優良事業所の知事表彰及び先進事例から学ぶための障害者雇用企業等見学会を実施し、企業の障害者雇用についての理解促進に取り組みます。〔商工労働局雇用労働政策課〕

| 関連指標 | 現状 | 目標 | 備考 |
|--------------|----------------------------------|----------------------|--|
| 民間企業の障害者実雇用率 | 2.18% [R元] (法定雇用率 2.2%) | 法定雇用率※ 以上 [R7] | 「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン アクションプラン」 より |

※法定雇用率は、障害者の雇用状況等により算定され、R3.3から2.3%に引き上げられます。

(5) 同和問題

同和問題は、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、日常生活の上で差別を受けるなどしている、我が国固有の人権問題です。

この問題の解決を図るため、昭和44年から特別措置法に基づき、各種の特別対策を講じてきました。この結果、同和地区の生活環境の改善等、おおむねその目的を達成できる状況になったことから、平成13年度末の「地対財特法」の失効に伴い、特別対策を終了し、今後の施策二一ズについては、一般施策の中で対応することとされました。

こうした中、平成28年には、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的として、「部落差別解消推進法」が施行されました。

本県では、県民一人ひとりが同和問題について正しい理解と認識を深めるための啓発活動を推進してきました。

現状・課題

- 結婚や就職等における差別意識が存在しているほか、個人を誹謗・中傷する差別的な言動や誤った情報がインターネット上で書き込まれるなどの事案が依然として発生しています。

同和問題は根拠のない不合理な差別であるという正しい知識と理解を深めるための人権啓発が重要です。

取組の方向

同和地区出身者であることなどを理由とした差別等を防止するため、同和問題に対する正しい理解と認識を深めるための啓発活動を行います。

具体的な取組

- 行政職員や企業等の人権啓発担当者、隣保館運営等担当者などに対して、研修等を実施し、人材の育成を図ります。〔環境県民局人権男女共同参画課〕
- 隣保館が、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、生活上の各種相談事業や啓発活動を行うための支援を行います。〔環境県民局人権男女共同参画課〕
- インターネット上の差別情報について、市町や関係機関等からの情報提供や随時検索などにより状況を把握するとともに、このような人権侵害を無くすための人権尊重の意識を高める啓発を行います。〔環境県民局人権男女共同参画課〕
- 県民を対象とした人権啓発イベントでの同和問題に関するDVD上映や啓発資料展示等を行うとともに、同和問題や人権全般を対象とした啓発冊子の配布などにより、人権意識の醸成のための啓発を行います。〔環境県民局人権男女共同参画課〕
- 公正な採用選考により、就職機会が均等に確保されるよう、事業主に対し、国と連携

して啓発を行います。〔商工労働局雇用労働政策課〕

- 新規採用職員を対象とする「初任（前期）研修」など、県職員を対象に実施している研修において、正しい知識の習得に取り組みます。〔総務局人事課〕

| 関連指標 | 現状 | 目標 | 備考 |
|---|-------------|----|-------------------|
| 人権侵犯事件数（開始件数） 〔広島法務局〕： 同和問題に対する差別待遇 | 10件 〔R元〕 | — | 「人権侵犯事件統計」（法務省）より |
| 人権相談件数〔広島法務局〕： 同和問題に対する差別待遇 | 12件 〔R元〕 | — | 「人権侵犯事件統計」（法務省）より |

※ 出典：「人権侵犯事件統計」（法務省）

(http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_jinken.html)

(6) 外国人

国では、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がいわゆるヘイトスピーチであるとして社会的に関心を集めたことから、平成 28 年に「ヘイトスピーチ解消法」が施行されました。

また、外国人の技能実習の適正な実施と技能実習生の保護を図るために平成 29 年に施行された「技能実習法」には、技能実習生に対する人権侵害行為等についても禁止規定等が設けられました。

本県では、本県に居住している外国人が安心して生活できるよう、県民に対し、異なる文化、生活習慣、価値観などへの理解を深めるとともに、世界の人たちとともに生きていくという意識を育むための啓発を行ってきました。

現状・課題

- 言語、宗教、習慣等の様々な違いを背景に、外国人の就労に際しての差別のほか、子供の教育や入居・入店拒否など様々な問題が生じており、依然として本県に居住している外国人の生活上の諸権利が十分に保障されていないといった状況が存在するとともに、地域とのつながりが希薄で孤立しやすい状況もみられます。

さらに、平成 31 年には、新たな在留資格「特定技能」が創設されて全国的に外国人労働者の本格的な受け入れが開始され、本県においても外国人の増加が見込まれています。

これらの状況を踏まえ、本県に居住している外国人が、地域において孤立することなく安心して生活できるよう、多様性を認め、ともに生きていくという意識を育むための啓発を行う必要があるほか、外国人が地域とのつながりを深めながら、生活に必要な情報の共有が進むことにより、困ったときに相談できる環境整備などに取り組む必要があります。

- 内閣府の世論調査※（平成 29 年度）では、ヘイトスピーチについて 4 割を超える人が知らないと回答していることから、特定の民族や国籍の人々を排斥する不当な差別的言動の解消についての理解・促進が必要です。

※ 出典：「人権擁護に関する世論調査」（内閣府）

取組の方向

地域とのつながりを深めながら、生活に必要な情報を外国人同士で共有できる仕組みづくりなどを、市町と連携して取り組みます。また、県民が異なる文化、生活習慣、価値観などへの理解を深めるとともに、地域における多様性を認め、尊重する地域となるよう啓発を行います。

具体的な取組

- ひろしま多文化共生連絡協議会を開催し、市町及び国等の関係機関と連携強化を図り、外国籍県民の課題の共有やその解決に向けた取組を行います。〔地域政策局国際課〕
- 県民と外国人が共に暮らす地域の一員として相互に理解し、外国人が孤立することなく安心した生活を送ることができるよう、地域との繋がりを持ちながら必要な情報を共有できる仕組みづくりに向け、外国人と地域との橋渡し役を行う人材の発掘を市町と連携して実施します。また、小・中・高等学校において多様な価値観を尊重することの重要性の理解を促進するための授業を支援するなど住民の異文化理解の推進に取り組みます。〔地域政策局国際課〕
- 外国籍県民が社会の一員として地域と交流できるよう、市町や国際交流協会等が実施する日本語教室拡充や日本語学習支援者養成研修等を支援します。〔地域政策局国際課〕
- 公益財団法人ひろしま国際センターや市町と連携し、外国人相談窓口の運営及び対応する相談員等の研修会を行い、言葉や生活習慣の違いから生じる課題に適切に対応します。〔地域政策局国際課〕
- 外国人材の雇用に課題を抱えている企業等を対象とし、セミナー等の実施により、適切な受入れ環境整備に関する有益な情報発信を行います。〔商工労働局雇用労働政策課〕
- 県民を対象とした人権啓発イベントでの外国人の人権に関する啓発資料展示を行うとともに、人権全般を対象とした啓発冊子の配布などにより、人権意識の醸成のための啓発を行います。〔環境県民局人権男女共同参画課〕

| 関連指標 | 現状 | 目標 | 備考 |
|--|------------------|---------------|--|
| 生活で困っていることがない (困った時に、すぐに相談できるを含む)と答えた外国人の割合 | ※R3.1 判明 [R2] | 現状値を踏まえ目標値を設定 | 「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン アクションプラン」 より |
| 人権侵犯事件数(開始件数) [広島法務局]: 外国人に対する差別待遇 | 3件 [R元] | — | 「人権侵犯事件統計」(法務省)より |
| 人権相談件数[広島法務局]: 外国人に対する差別待遇 | 4件 [R元] | — | 「人権侵犯事件統計」(法務省)より |

※ 出典:「人権侵犯事件統計」(法務省)

(http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_jinken.html)

(7) 性的指向・性自認

国では、「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年閣議決定）において、「性的指向・性自認（性同一性）に関することについては、現在幅広く議論が行われているところ、こうしたことも含め、多様性を尊重することが重要であることは当然である」とされています。

本県では、性的指向や性自認を理由とする偏見や差別を無くすため、正しい知識の普及に取り組んできました。

- ※ この項において関連する県計画は以下のとおり
 - ・わたらしい生き方応援プランひろしま（仮称）（令和3～7年度）

現状・課題

- 「LGBT」という言葉の認知度の急速な高まりを受け、社会全体に性的指向や性自認を理由とする偏見や差別等は不当であるという認識は広がりつつあるものの、依然として、同意のない性的指向・性自認の暴露（アウティング）が起きるなど、地域や職場、学校など様々な場面で周囲の無理解・偏見等によるハラスメントや、差別的な取扱い等が起きています。当事者が抱える困難や生きづらさが解消されるよう、地域社会や職場等での理解を深める取組が必要です。
- 自分の性的指向あるいは性自認を打ち明けること（カミングアウト）で相手との関係が壊れるのではないかと不安を抱えたり、日常生活の中で偏見や差別、周囲の無理解等で悩みを抱えているにも関わらず、周りの人に相談できずにいる人がいるため、相談窓口の周知が必要です。

取組の方向

性的指向・性自認に関する正しい情報の提供や多様性を認め合う意識の醸成に向けた啓発を行います。

実施にあたっては、関連する県計画に基づいて行います。

具体的な取組

- 企業や医療機関、福祉施設などで相談を受ける立場の人や人事担当者など人権啓発に携わる人に対して、県等が開催する相談員等向けの会議や研修会などの機会を捉えて、性的指向・性自認に関する正しい知識や、具体的な悩みに関する事例によって研修を行うなど、理解の促進を図ります。〔環境県民局人権男女共同参画課、全部局〕
- 性的指向や性自認に関する悩みを抱えている人が、エソール広島における「LGBT相談」や県立総合精神保健福祉センター等におけるこころの健康に関する相談などの相談窓口を知り気軽に利用できるよう、効果的に相談窓口の認知度の向上を図ります。〔環境県民局人権男女共同参画課、健康福祉局健康対策課〕

- より多くの県民が、自分の周りに、性的指向・性自認に悩んでいる人や、当事者がいる可能性があることを自覚してもらえるよう、人権啓発イベントや性的指向・性自認に関する啓発冊子の配布など、あらゆる機会を捉えた啓発を実施し、県民理解を推進します。〔環境県民局人権男女共同参画課〕

| 関連指標 | 現状 | 目標 | 備考 |
|---|--------------|--------------|---------------------------|
| 県内の公的機関（エソール広島を含む）の性的指向・性自認に関する専門相談窓口における相談件数 | 172件 [R元] | 430件 [R7] | 「わたらしい生き方応援プランひろしま（仮称）」より |

(8) 感染症患者等

世界保健機構（WHO）では、昭和63年に12月1日を「世界エイズデー」と定め、エイズの蔓延防止と患者・感染者に対する差別や偏見の解消を図るための啓発活動の実施を提唱しました。

国では、平成10年に「感染症法」が制定され、この前文で感染症の患者等の人権を尊重することがうたわれました。

HIV（ヒト免疫不全ウイルス）については、平成30年に改正された「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」において、正しい知識の普及啓発や感染者等に対する人権を尊重した医療の提供等の観点から新たな取組の方向性が示されました。

ハンセン病については、令和元年に元患者家族等に対するいわれのない偏見と差別を国民と共に根絶する決意が示された「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」の制定及び「ハンセン病問題基本法」が改正されました。

本県では、関連する県計画※に基づき、患者等個人の意思や人権を尊重するとともに、あらゆる機会を通じて感染症に関する正しい知識の普及啓発を行ってきました。

- ※ この項において関連する県計画は以下のとおり
 - ・広島県感染症予防計画（令和元年改訂）

現状・課題

- 我が国のHIVの感染者及びエイズ患者の累積報告数は、平成30年末の時点で3万人を超えました。近年、HIV感染者及びエイズ患者の新規報告数は減少傾向にあるものの、予断は許さない状況です。HIVは感染を予防することが可能であり、感染した場合も治療法が進歩しています。しかし、エイズ及びHIVに対する正しい情報が社会に十分浸透せず、感染経路に対する誤解や長期療養に対する正しい認識がなされず、偏見や差別が十分に解消されていません。
- また、ハンセン病は、治療方法が確立し、治癒する病気であるにもかかわらず、誤った認識のために患者・元患者やその家族に対する偏見と差別が未だに残っています。こうした偏見や差別意識をなくすために、広く県民に正しい情報を提供するなど啓発を行う必要があります。
- 日本国内で令和2年に最初の感染者が確認され全国に広がった新型コロナウイルス感染症は、未知の感染症であったため不安や恐怖などを起因として、感染者やその家族・医療従事者等に対する不当な差別、偏見、プライバシー侵害等様々な人権侵害が顕在化しました。このような事例を踏まえれば、特定の感染症に係わらず県民一人ひとりが感染症について正しい知識を持ち、思いやりと良識ある行動が行えるよう啓発を行う必要があります。

取組の方向

感染症の患者、回復者や医療従事者等に対する誤解や偏見・差別を防止するため、感染症についての正しい知識と理解の普及を図ります。

具体的な取組

- HIV感染症について、関係機関と連携し、会議や研修を行うとともに、正しい知識の普及と理解促進のためのイベントを実施します。〔健康福祉局健康対策課〕
- ハンセン病について、元患者等の社会復帰支援策を講じるとともに、差別、偏見の解消のため正しい知識の普及啓発を行います。〔健康福祉局健康対策課〕
- 新型コロナウイルス感染症をはじめ新たな感染症に関しても、感染者やその家族・医療従事者等に対する誤解や偏見に基づく差別を防ぐため、関係課と連携し、タイムリーに正しい知識と理解促進について啓発します。〔環境県民局人権男女共同参画課、健康福祉局健康対策課〕
- 感染症に係る人権侵害防止のため、正しい知識について、啓発物やイベント等様々な機会を活用した啓発を行います。〔環境県民局人権男女共同参画課、健康福祉局健康対策課〕

| 関連指標 | 現状 | 目標 | 備考 |
|---|--|----|-------------------|
| 人権侵犯事件数（開始件数） 〔広島法務局〕： 疾病患者に対する差別待遇 | 0件 〔R元〕 | — | 「人権侵犯事件統計」（法務省）より |
| 人権相談件数〔広島法務局〕： 疾病患者に対する差別待遇 | 1件 〔R元〕 (HIV感染者 0件 ハンセン病患者 0件 その他疾病患者 1件) | — | 「人権侵犯事件統計」（法務省）より |

※ 出典：「人権侵犯事件統計」（法務省）
(http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_jinken.html)

(9) 刑を終えて出所した人

国では、平成28年度に「再犯防止推進法」が施行され、犯罪をした人等の円滑な社会復帰を促進する等、再犯防止施策を推進することとされ、同法に基づく「再犯防止推進計画」が推進されています。

本県では、関連する県計画※に基づき、矯正施設退所者の地域定着を支援しているほか、刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識を解消し、その社会復帰に資するための啓発を行ってきました。

※ この項において関連する県計画は以下のとおり

- ・広島県地域福祉支援計画（令和2～6年度）
- ・広島県再犯防止推進計画（仮称）（令和3～7年度）

現状・課題

- 内閣府の世論調査※（平成30年実施）によると、犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思う人の割合は、53.5%で、前回（平成25年実施）の調査結果59.1%から減少しており、刑を終えて出所した人に関わることへの不安感・抵抗感は依然として根強い状況にあることから、刑を終えて出所した人に対する県民の関心を高め、理解の促進につながるような取組が必要です。

※ 出典：「再犯防止対策に関する世論調査」（内閣府）

取組の方向

刑を終えて出所した人に対する県民の不安感や抵抗感を軽減し、そうした人の社会復帰を進めるための啓発を行います。

実施にあたっては、関連する県計画に基づいて行います。

具体的な取組

- 再犯防止推進法に基づき、刑を終えて出所した人を含む犯罪・非行をした人の更生支援に係る県計画を策定し、市町への周知や地域における福祉の担い手に対する研修、市町計画における策定の働きかけなどにより、犯罪・非行をした人が抱える生きづらさなどについて、社会の理解促進に取り組みます。〔環境県民局県民活動課〕
- 更生保護への理解を深める取組である「社会を明るくする運動」を関係機関、民間協力者と連携して推進することにより、県民に対し啓発を行います。〔環境県民局県民活動課〕
- 県民を対象とした人権啓発イベントにおいて、刑を終えて出所した人の置かれている状況や支援の必要性等についての啓発資料展示等を行うとともに、人権全般を対象とした啓発冊子の配布などにより、出所した人に対する理解を深めるための啓発を行います。〔環境県民局人権男女共同参画課〕

| 関連指標 | 現状 | 目標 | 備考 |
|---------------------------------------|------------|--------------|----------------------------|
| 地方再犯防止推進計画を策定した市町の数 ※他計画との一体的策定を含む | 2市 [R2] | 20市町 [R7] | 広島県再犯防止推進計画～更生支援の推進～（仮称）より |

(10) 犯罪被害者等

国では、平成 16 年に犯罪被害者等の権利利益の保護や施策の基本理念及び国が地方公共団体の責務や実施する施策への国民の協力責務を規定した「犯罪被害者等基本法」が制定されました。また、平成 30 年に「犯給法施行令」等が改正され、支給制限の緩和や給付金額の増額等が図られました。

本県では、関連する県計画※に基づき、犯罪被害者等の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を受ける権利や各種利益の保護など、犯罪被害者等の人権擁護に関する啓発を行ってきました。

※ この項において関連する県計画は以下のとおり

・「減らそう犯罪」第5期ひろしまアクション・プラン（令和3～7年）

現状・課題

- 犯罪被害者やその家族は、犯罪などによる直接的な被害にとどまらず、興味本位のうわさや心ない中傷などによる精神的被害やプライバシー侵害など二次的被害に苦しめられることもあります。

また、犯罪の態様によっては捜査機関に被害を届け出ない被害者が相当数存在するほか、支援機関である犯罪被害者等支援窓口を知らない人の割合は約4割という状況になっています。

犯罪被害者が置かれた状況に対する県民の理解を深めるための啓発を行うとともに被害の潜在化を防ぎ、必要な支援を受けることができるよう犯罪被害者等支援窓口の周知に取り組む必要があります。

取組の方向

犯罪被害者等の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を受ける権利や各種利益が保護されるよう、地域社会において配慮され、尊重され、支えられることの重要性について、県民の理解や共感を深めるための啓発を行います。

具体的な取組

（理解促進）

- 犯罪被害者等が置かれた状況に対する県民の理解を促進するとともに、相談窓口の認知度向上を図るため、犯罪被害者講演会や街頭啓発キャンペーン等を市町や民間支援団体、関係機関と連携して実施します。〔環境県民局県民活動課〕
- 犯罪被害者等支援施策に取り組む意義及び必要性を理解し、犯罪被害者等個々の状況に応じた適切な支援を提供できるよう、行政や関係団体職員等に対し、基礎的知識や具体的な対応の習得を目的とした研修等を実施します。〔環境県民局県民活動課〕

- 犯罪被害者等支援施策に関する情報などを一元的に集約し、犯罪被害者等や支援員等が幅広く活用できるよう県のホームページ上で発信します。〔環境県民局県民活動課〕
- 公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体の指定を受けた、公益社団法人広島被害者支援センターに対する助言・指導、財政的支援を行います。〔警察本部警察安全相談課〕
- 「社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくり」に向けた機運の醸成として、犯罪被害者等の人権尊重理念の普及を図るための啓発活動を推進します。〔警察本部警察安全相談課〕
- 県民を対象とした人権啓発イベントにおいて、犯罪被害者等の人権についての啓発資料展示等を行うとともに、人権全般を対象とした啓発冊子の配布などにより、人権意識の醸成のための啓発を行います。〔環境県民局人権男女共同参画課〕

(犯罪被害者等への支援)

- 捜査過程における二次的被害の防止・軽減を目的として、犯罪被害者等が受ける精神的、経済的、身体的被害の軽減を図るための支援活動の充実強化及び国の「犯罪被害者等基本計画」に沿った施策に関する研修を推進します。〔警察本部警察安全相談課〕
- 「犯罪被害者等支援総合窓口」を設置し、犯罪被害者等からの相談や問い合わせに対し、各種支援制度に関する情報提供や専門支援機関の紹介等を行います。
特に潜在化しやすい性被害については、専門の相談窓口「性被害ワンストップセンターひろしま」により、安心して相談でき、適切な支援を受けることができる旨の情報提供等を行います。〔環境県民局県民活動課〕

| 関連指標 | 現状 | 目標 | 備考 |
|------------------------|---------------|---------------|------------------------------|
| 犯罪被害者等を支援するための相談体制の認知度 | 11.2% [R2] | 18%以上 [R7] | 「安心▷誇り▷挑戦ひろしまビジョンアクションプラン」より |

(11) インターネットによる人権侵害

国では、平成 14 年に制定された「プロバイダ責任制限法」で、インターネットなどによる情報の流通によって権利の侵害があった場合、発信者情報の開示を請求できることが規定されました。あわせて、名誉毀損やプライバシー侵害に該当すると認められるときは、法務省の人権擁護機関による削除要請について記載した「プロバイダ責任制限法名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」も決定されました。

個人情報の取扱いに関しては、平成 15 年に「個人情報保護法」が制定され、平成 27 年の改正により、個人情報を取り扱うすべての事業者に同法が平成 29 年 5 月から適用されることとなりました。

本県では、「広島県個人情報保護条例」により、県の機関が保有する個人情報の適正な取扱いを規定するなど、個人の権利利益の保護を図るとともに、個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解を深めるための啓発を行ってきました。

現状・課題

- スマートフォンなどの通信機器の機能向上や SNS の利用者の拡大などにより、インターネットを利用する機会が増加しています。こうした中、利用者側のモラルが求められていますが、インターネット上での個人等に対する誹謗中傷、差別を助長する表現の掲載など、人権を侵害する事案は後を絶たない状況にあります。

インターネット利用にはルールやモラルを守り、相手の人権を尊重することの大切さやインターネットによる人権侵害を受けた場合の対処法などについて啓発を行う必要があります。

取組の方向

インターネットを通じた、個人の名誉やプライバシーの侵害を防ぎ、適正なインターネット利用や被害を受けた場合の救済手段の周知啓発を行います。

具体的な取組

- SNS やインターネット掲示板への個人を誹謗中傷する書き込み等に関する県民からの相談に対して必要な助言を行います。また、不正に個人情報を入手するウイルスや偽・詐欺サイト等について、県民に対してホームページ等での情報発信による注意喚起を行います。〔警察本部サイバー犯罪対策課〕
- インターネットを利用したサイバー犯罪の被害を未然に防止するため、県民に対して広報資料の発信及びサイバー犯罪被害防止のための講演・セミナーの開催等、広報啓発活動を実施します。〔警察本部サイバー犯罪対策課〕

- 個人情報保護制度について、個人情報の適正な取扱いを促進するため、県ホームページによる個人情報保護制度に関する情報提供、県民や事業者からの個人情報に関する相談への対応や県職員を対象とした個人情報保護制度についての研修会開催などを行います。〔総務局総務課〕
- 県民を対象とした人権啓発イベントにおいて、インターネットによる人権侵害についての資料展示等を行うとともに、人権全般を対象とした啓発冊子の配布などにより、人権意識の醸成のための啓発を行います。〔環境県民局人権男女共同参画課〕

| 関連指標 | 現状 | 目標 | 備考 |
|--------------------------------|-----------------|----|------------|
| インターネット掲示板への書き込みをめぐるトラブル等の相談件数 | 4,433 件 [R元] | — | 「県警本部集計」より |

(12) 国及び他団体と協力していく分野

○ 北朝鮮当局による拉致問題等

北朝鮮当局による日本人拉致問題は重大な人権侵害であり、平成18年には国や地方公共団体の責務として拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとする「北朝鮮人権侵害対処法」が施行されました。

本県では、北朝鮮当局による拉致問題等についての関心と認識を深めるための取組を行ってきました。

現状・課題

- 現在においてもこの問題は解決されておらず、長年にわたり拉致被害者等への人権侵害は続いています。拉致問題を早期に解決するため、拉致問題に関する幅広い国民世論の形成を行っていかねばなりません。

取組の方向

北朝鮮当局による拉致問題等は重大な人権侵害であり、一日も早く解決すべき課題であることについて、県民の関心と認識を深めていきます。

具体的な取組

- 北朝鮮人権侵害問題啓発週間（12月10日から12月16日）を中心に、国・市町との共催による映画上映などの人権啓発イベントや国作成ポスターの掲示、県ホームページ、SNSなど様々な媒体を活用した啓発活動を実施します。〔地域政策局国際課、警察本部外事課〕
- 北朝鮮による拉致問題に対する県民の関心と認識を深めるため、県民を対象とした人権啓発のイベントにおいて資料展示やDVD上映などを実施するとともに、人権全般を対象とした啓発冊子の配布等を行います。〔環境県民局人権男女共同参画課〕

| 関連指標 | 現状 | 目標 | 備考 |
|---|------------|----|-------------------|
| 人権侵犯事件数（開始件数） 〔広島法務局〕： 北朝鮮当局によって拉致された被害者等に対する人権侵犯 | 0件 〔R元〕 | — | 「人権侵犯事件統計」（法務省）より |
| 人権相談件数〔広島法務局〕： 北朝鮮当局によって拉致された被害者等に対する人権侵犯 | 0件 〔R元〕 | — | 「人権侵犯事件統計」（法務省）より |

※ 出典：「人権侵犯事件統計」（法務省）

(http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_jinken.html)

○ アイヌの人々

アイヌの人々は、固有の言語や伝統的な儀式・祭事、ユカラ（神謡）などの多くの口承文芸等、独自の豊かな文化を持っていますが、近世以降のいわゆる同化政策等により、今日では、その文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難い状況にあります。

特に、アイヌ語を理解し、アイヌの伝統等を担う人々の高齢化が進み、これらを次の世代に継承していく上での重要な基盤が失われつつあります。

アイヌの人々が民族として誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会を実現することを目的として、令和元年に「アイヌ施策推進法」が施行されました。

本県では、アイヌの人々について正しい理解と認識を深めるための啓発を行ってきました。

現状・課題

- 本県は、地理的な関係等から、アイヌの人々について理解や知識を深める機会が十分あるとはいえない状況にあるため、人権啓発のイベントの場や人権啓発冊子配布等の機会を活用し、アイヌの人々に対する理解を深め、偏見や差別をなくすための啓発が必要です。

取組の方向

先住民族であるアイヌの人々について、歴史や文化を含めた正しい知識を啓発します。

具体的な取組

- アイヌの人々に対する偏見や差別意識を解消し、その固有の文化や伝統に対する正しい理解と認識を深め、アイヌの人々の尊厳を尊重する社会の実現を目指す国の方針を踏まえ、適宜関係団体と協力しながら、県民を対象とした人権啓発イベントでのアイヌの人々についてのDVD上映や啓発資料展示等を行うとともに、人権全般を対象とした啓発冊子の配布などにより、人権意識の醸成のための啓発を行います。〔環境県民局人権男女共同参画課〕

| 関連指標 | 現状 | 目標 | 備考 |
|---|------------|----|-------------------|
| 人権侵犯事件数（開始件数） [広島法務局]： アイヌの人々に対する差別待遇 | 0件 [R元] | — | 「人権侵犯事件統計」（法務省）より |
| 人権相談件数 [広島法務局]： アイヌの人々に対する差別待遇 | 0件 [R元] | — | 「人権侵犯事件統計」（法務省）より |

※ 出典：「人権侵犯事件統計」（法務省）

(http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_jinken.html)

第 3 章

効果的な啓発の実施

1 プランの推進体制

広島県人権教育・啓発指針（平成 14 年 5 月 14 日決定）に基づく施策を総合的かつ効果的に推進するため、広島県人権施策推進協議会^{※1}における人権啓発活動の企画・実施や情報共有、意見交換などを行うとともに、市町、広島県人権啓発活動ネットワーク協議会^{※2}と連携・協力します。

※1 広島県人権施策推進協議会：庁内の部局及び行政委員会で構成された組織

※2 広島県人権啓発活動ネットワーク協議会：広島法務局，広島県，広島市，広島県人権擁護委員連合会，社会福祉法人広島県社会福祉協議会及び社会福祉法人広島市社会福祉協議会で構成された組織

2 効果的な啓発方法

(1) 情報の共有と活用

広島県人権施策推進協議会等の場で共有した人権啓発の情報を元に、好事例を活用することで取組内容を充実させていきます。

また、県政世論調査などの統計データを活用し、県民の関心について「女性」と「子供」など関係性が強い課題同士や、関心が高い課題と比較的低い課題や新たな課題について、啓発の実施内容・時期・対象などの組み合わせを行うことで、効果的・効率的に理解を深めてもらうような取組を進めていきます。

(2) 人権課題全般の周知

県民が親しみをもって参加できる人権啓発のためのイベントの実施や、人権全般を対象とした冊子の作成、配付など、幅広く各種の人権課題を扱った啓発活動を実施することで、県民の人権課題全般に対する関心や理解の底上げを図るための啓発を行います。

3 人材育成

(1) 人権に関わりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等

県職員に対しては、「広島県人権問題職場研修実施要綱」に基づき職場研修を実施するとともに、広島県自治総合研修センターにおいても人権に関する研修を実施します。

市町職員，教職員，警察職員，消防職員，医療・保健・福祉関係者などに対しては，それぞれが実施する研修等のための教材やプログラムを提供するなど各実施主体による取組に対して支援します。

また，研修の教材への活用など人権啓発を効果的に推進するため，先進的な人権啓発の取組を行っている国，都道府県，大学などの取組内容・手法に関して調査・研究を行います。

(2) 担当者育成のための研修等

人権啓発に当たっては，地域・職域に密着したきめ細かな活動や，人権啓発を推進していく担当者の育成が重要であるため，市町，民間企業などの事業所で人権啓発を担当する職員を対象に，必要な知識を習得するための研修会を実施し，その育成に努めます。

また，効果的な人権啓発を推進するため，人権に関する文献や資料等の整備・充実に努めるとともに，県のホームページなど様々な機会を活用して，人権啓発 DVD の貸出や冊子の紹介を行うなど，利用の促進を図ります。

4 多様な手法や時機を捉えた啓発

県民に対して，より効果的に人権尊重の理念の重要性を伝えるため，新聞・雑誌・テレビ・ラジオのマスメディアやホームページ，ソーシャルメディアなどを積極的に活用するとともに，地元のスポーツチームと連携した広報活動など，多様な手法による啓発を継続的に粘り強く実施します。

また，社会的情勢の大きな変化や新たに発生する課題については，的確に状況の把握を行い，関係部署と連携して速やかに対応するなど，時機を捉えた啓発を行います。

5 フォローアップ及び見直し

本プランに基づく施策について，モニタリング指標・関連指標や取組実績により実施状況を毎年度点検し，その結果をとりまとめ県ホームページ等において県民に公表します。併せて広島県人権施策推進協議会において，点検で判明した課題や取組実績等を共有し，課題の改善に向けた対応や好事例の活用など，本計画のフォローアップを行っていきます。

また，社会情勢の変化や国際的潮流の動向などを考慮し，新たな課題についても適切に対応する必要があることから，適宜，状況を踏まえながら，それぞれの取組に反映していきます。

資料編

| | | |
|---|-------------------------|----|
| 1 | 用語解説 | 33 |
| 2 | 関係法令 | 37 |
| 3 | 参考資料 | 39 |
| | (1) 世界人権宣言 | 39 |
| | (2) 日本国憲法（抄） | 44 |
| | (3) 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 | 48 |
| | (4) 人権教育・啓発に関する基本計画 | 50 |
| | (5) 広島県人権教育・啓発指針 | 86 |
| | (6) 広島県人権教育推進プラン | 90 |
| 4 | 人権関係年表 | 92 |

1 用語解説

| 用語 | 解説 | 掲載ページ |
|---------------|--|-----------------|
| あ | | |
| あいサポート運動 | 県民を始め、企業・団体等が「様々な障害特性」、「障害のある方が困っていること」、「配慮の仕方やちょっとした手助けの方法」などについて理解し、実践することにより、誰もが暮らしやすい共生社会をつくっていく運動。平成 21（2009）年 11 月に鳥取県で開始し、平成 23（2011）年 4 月には島根県、平成 23 年 10 月に広島県でも開始した。 | 13 |
| え | | |
| エイズ | 「後天性免疫不全症候群」のこと。HIV 感染を原因として生じた免疫不全の状態、及びこの免疫不全を原因として、様々な日和見感染や、場合によっては悪性腫瘍等が合併した状態のことをいう。 | 21 |
| HIV 感染 | HIV（ヒト免疫不全ウイルス）に感染しているが、エイズを発症していない状態。 | 21、 22 |
| SNS | ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。 | 27、 29 |
| エソール広島 | 広島県女性総合センターの愛称。広島県の男女共同参画を促進するための拠点施設として、「情報・研修・相談・支援・チャレンジ支援」の 5 部門を柱とする事業を実施している。 | 6、 19、 20 |
| LGBT | 「Lesbian(レズビアン)」、「Gay(ゲイ)」、「Bisexual(バイセクシャル)」、「Transgender(トランスジェンダー)」の頭文字をとって組み合わせた言葉で、性的少数者（セクシャルマイノリティ）を表す言葉の一つとして使われることもある。 | 19 |
| き | | |
| 北朝鮮当局による拉致問題等 | 北朝鮮当局による国家的犯罪行為である日本国民の拉致の問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題。 | 29 |
| け | | |
| 県障害者権利擁護センター | 障害者に対する虐待を防ぐため、障害者虐待防止法に基づき設置。主に使用者（障害のある人を雇用する事業主など）による虐待など、障害のある人の権利を脅かす行為に気づいたときの相談、通報、届出の窓口を運営している。 | 13 |
| こ | | |
| 高齢者虐待 | 高齢者の心身に傷を負わせる人権侵害の行為の意。殴る蹴るなどの身体的虐待、ののしる、無視するなどの心理的虐待、食事を与えないなどの介護や世話の放棄・放任、財産を勝手に使うなどの経済的虐待、性的虐待がある。 | 10、 11 |
| こども家庭センター | 児童相談所、知的障害者更生相談所、婦人相談所の機能を統合した、子供と家庭に関する総合的な相談支援機関。県内に 3 か所（西部、東部、北部）設置。 | 8 |

| 用語 | 解説 | 掲載ページ |
|-------------------|--|-----------------|
| し | | |
| 児童虐待 | 保護者などによる、子供の心身の成長や発達に有害な影響を及ぼす行為をいう。「児童虐待防止法」では、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト（保護の怠慢、放置）及び心理的虐待が児童虐待と定義されている。 | 1, 8, 9 |
| 障害者虐待 | 障害者虐待防止法では、虐待の主体に着目して、養護者による障害者虐待、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、使用者による障害者虐待の三つに分類し、行為については、身体的虐待、ネグレクト、心理的虐待、性的虐待及び経済的虐待の五つに分類している。 | 12, 13 |
| 障害者虐待防止ネットワーク推進会議 | 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第39条の規定に基づき、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、関係機関や民間団体等との連携協力体制の整備を推進することを目的とした会議。 | 13 |
| 障害者実雇用率 | 常用労働者（1年を超えて雇用されている、あるいは雇用されることが見込まれる労働者）の人数に対して、常用雇用している障害者を、「障害者雇用促進法」の規定により、障害の種別・程度・勤務時間に応じて換算した人数の割合。 | 12, 14 |
| 障害者に関するマーク | 障害のある方に配慮した施設であることや、様々な障害について分かりやすく表示するためのマークや標示。 | 13 |
| 新型コロナウイルス感染症 | 人に感染する「コロナウイルス」として新たに見つかった「新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）」による感染症。COVID-19。 | 1, 21, 22 |
| 人権擁護委員 | 「人権擁護委員法」（昭和24年法律第139号）に基づき、法務局・地方方法務局等と連携しながら、全国各地で人権啓発を含む人権擁護活動を行う民間ボランティア。市町村からの推薦を受け法務大臣が委嘱する。 | 31 |
| す | | |
| ストーカー | 好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、その相手などに対して、つきまとい等の行為を反復して行うこと又はそれを行う人。 | 3, 4, 5 |
| せ | | |
| 性自認 | 自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念。「こころの性」と呼ばれることもある。 多くの人は、性自認（こころの性）と生物学的な性（からだの性）が一致しているが、この両者が一致しないために違和感を感じたり、からだの性をこころの性に近づけるために身体の手術を通じて性の適合を望むことさえある（性同一性障害）。 | 1, 2, 3, 19, 20 |
| 性的指向 | 人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指す。 | 1, 2, 3, 19, 20 |
| 性被害ワンストップセンターひろしま | 性被害に遭われた方に対して、電話・面接による相談対応及び医療・法律等の専門支援機関の紹介を行い、心身の負担の軽減及び健康の回復を図ることを目的として県が設置する相談窓口。 | 5, 6, 26 |
| 世界エイズデー | 世界レベルでのエイズのまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を目的に、WHO（世界保健機関）が1988年に制定したもので、毎年12月1日を中心に、世界各国でエイズに関する啓発活動が行われている。 | 21 |

| 用語 | 解説 | 掲載ページ |
|-----------------|--|----------|
| セクシュアルハラ メント | 性的嫌がらせ。他の者に対して、その意に反した言動を行うことにより、当該者の生活環境を害して不快な思いをさせること、性的な言動を受けた者の対応により当該者に不利益を与えること。「男女雇用機会均等法」においては、「職場において、労働者の意に反する性的な言動が行われ、それを拒否したことで解雇、降格、減給などの不利益を受けること」、または「性的な言動が行われることで職場の環境が不快なものとなったため、労働者の能力の発揮に大きな悪影響が生じること」をいう。 | 4, 5 |
| そ | | |
| ソーシャルメディア | ブログ、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）、動画共有サイトなど、利用者が情報を発信し、形成していくメディア。 | 32 |
| た | | |
| 男女共同参画 | 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができ、かつ、共に責任を担うことをいう。（広島県男女共同参画推進条例第2条第1項） | 4, 6, 19 |
| デートDV | 結婚前の恋人間の暴力のこと。 | 5, 6 |
| ち | | |
| 地域包括支援センター | 地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的に、総合相談・支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント、介護予防ケアマネジメントの四つの事業を地域において一体的に実施する役割を担う地域の中核機関。平成18（2006）年度に創設され、市町又は社会福祉法人などの市町から委託を受けた法人が運営し、保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士等が従事。 | 11 |
| に | | |
| 認知症 | 脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度までに記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態。 | 10, 11 |
| 認知症サポーター | 自治体等が開催する所定の養成講座を受講することで、認知症について正しい知識をもち、認知症の人や家族を手助けしたり、見守ったりする地域のボランティア。 | 11 |
| は | | |
| 配偶者等からの暴力（DV） | 「DV防止法」上の「配偶者」とは、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者（事実婚）や生活の本拠を共にする交際相手を含、婚姻、事実婚や生活の本拠を共にする関係を解消した元配偶者等から、引き続き暴力を受ける場合の当該元配偶者等も含んでいる。 また、「暴力」とは、「DV防止法」の定義と同義であり、身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（精神的暴力、性的暴力及び経済的暴力）を指す。 「ひろしまDV防止・被害者支援計画（第4次）」においては、生活の本拠を共にしない交際相手からの暴力も対象としている。 | 3, 4 |
| 犯罪被害者等 | 犯罪等（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為）により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。 | 25, 26 |
| ハンセン病 | らい菌による感染症で、基本的には皮膚と末梢神経の病気である。遺伝病ではなく、感染力は極めて弱い。しかしながら、患者が強制的に入所させられたことなどから、強い感染力を持った恐ろしい病気であるという誤ったイメージが定着した。有効な治療薬により完全に治り、早期に治療すれば、身体に障害が残ることはない。治癒した後に残る変化は後遺症にすぎず、回復した人に接触しても感染することはない。 | 21, 22 |

| 用語 | 解説 | 掲載ページ |
|--------------------|---|--------|
| ひ | | |
| 広島県人権啓発活動ネットワーク協議会 | 県内における各種人権啓発活動を総合的かつ効果的に推進することを目的とする協議会。(平成10年11月26日発足) | 31 |
| 広島県人権問題職場研修実施要綱 | 県職員一人ひとりが、人権問題を正しく認識し理解を深めるとともに、人権尊重の理念に根ざした社会の確立に向け、それぞれの行政分野において、適切な対応が行える力を培うことを目的とした人権問題職場研修の実施について定めたもの。 | 32 |
| ふ | | |
| プラチナ大学 | 高齢者の社会参画や地域活動をより一層促進するため、地域で活躍する人材の育成を目的として、広島県が市町と連携して開講。 | 11 |
| プロバイダ | インターネットサービスプロバイダ。インターネットに接続できるサービスを提供する事業者のこと。 | 27 |
| ほ | | |
| 暴走族・少年非行防止対策会議 | 「広島県暴走族追放の促進に関する基本方針」に沿った非行少年及び非行少年グループ対策を含む暴走族・少年非行防止対策促進計画を策定し、県民一体となって総合的に推進することを目的とする会議。(平成12年10月25日設立、平成24年11月12日より現在の名称に変更) | 9 |
| 法定雇用率 | 「障害者雇用促進法」により、一定以上の規模の事業主に達成が義務付けられている障害者実雇用率。 | 12, 14 |
| 法務省の人権擁護機関 | 法務省人権擁護局及びその下部機関である法務局・地方法務局の人権擁護部門のほか、「人権擁護委員法」(昭和24年法律第139号)に基づき、法務大臣が委嘱する人権擁護委員及びその組織体を含む全体。 | 27 |
| ま | | |
| マタニティハラスメント | 妊娠・出産・産前産後休業、育児休業等に関する上司や同僚からの嫌がらせのこと。また、事業主による妊娠・出産等を理由にパートとするような労働契約の内容の変更を強要するなどの不利益取扱いは、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法において禁止されている。 | 5 |

2 関係法令

| 本文中の表記 | 法律の名称 | 掲載ページ |
|-----------------------------------|---|-------|
| 男女共同参画社会基本法 | 男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号） | 4 |
| 男女雇用機会均等法 | 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号） | 4 |
| 女性活躍推進法 | 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号） | 4 |
| 政治分野における男女共同参画推進法 | 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（平成 30 年法律第 28 号） | 4 |
| DV防止法 | 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号） | 4, 5 |
| ストーカー規制法 | ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成 12 年法律第 81 号） | 4 |
| 児童福祉法 | 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号） | 8 |
| 教育基本法 | 教育基本法（平成 18 年法律第 120 号） | 8 |
| 児童福祉法等の一部を改正する法律 | 児童福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 63 号） | 8 |
| 子ども・若者育成支援推進法 | 子ども・若者育成支援推進法（平成 21 年法律第 71 号） | 8 |
| いじめ防止対策推進法 | いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号） | 8 |
| 児童買春・児童ポルノ禁止法 | 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成 11 年法律第 52 号） | 8 |
| 児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律 | 児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第 46 号） | 8 |
| 高齢社会対策基本法 | 高齢社会対策基本法（平成 7 年法律 129 号） | 10 |
| 高齢者虐待防止法 | 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号） | 10 |
| 障害者基本法 | 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号） | 12 |

| 本文中の表記 | 法律の名称 | 掲載ページ |
|-----------------------------|---|-------|
| 障害者虐待防止法 | 障害者虐待の防止，障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号） | 12 |
| 障害者差別解消法 | 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号） | 12 |
| 障害者雇用促進法 | 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号） | 12 |
| 地対財特法 | 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和 62 年法律第 22 号） | 15 |
| 部落差別解消推進法 | 部落差別の解消の推進に関する法律（平成 28 年法律第 109 号） | 15 |
| ヘイトスピーチ解消法 | 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成 28 年法律第 68 号） | 17 |
| 技能実習法 | 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 29 年法律第 89 号） | 17 |
| 感染症法 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号） | 21 |
| ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律 | ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（令和元年法律第 55 号） | 21 |
| ハンセン病問題基本法 | ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成 20 年法律第 82 号） | 21 |
| 再犯防止推進法 | 再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号） | 23 |
| 犯罪被害者等基本法 | 犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号） | 25 |
| 犯給法施行令 | 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令（昭和 55 年政令第 287 号） | 25 |
| プロバイダ責任制限法 | 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成 13 年法律第 137 号） | 27 |
| 個人情報保護法 | 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号） | 27 |
| 北朝鮮人権侵害対処法 | 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律（平成 18 年法律第 96 号） | 29 |
| アイヌ施策推進法 | アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成 31 年法律第 16 号） | 30 |

3 参考資料

参考資料(1)

世界人権宣言

昭和 23 (1948) 年 12 月 10 日

第 3 回国際連合総会 採択

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじつた野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によつて人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よつて、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によつて促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によつて確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第 1 条

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもつて行動しなければならない。

第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によつて与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当たつて、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従つて有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかつた作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第 12 条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第 13 条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第 14 条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第 15 条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第 16 条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によつてのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であつて、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第 17 条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第 18 条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によつて宗教又は信念を表明する自由を含む。

第 19 条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第 20 条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。

2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべての人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参与する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によつて表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によつて行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によつて補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であるか否かを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職

業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。

2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。

2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中であつてのみ可能である社会に対して義務を負う。

2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当たっては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によつて定められた制限にのみ服する。

3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

参考資料(2)

日本国憲法（抄）

昭和21年11月3日公布

昭和22年5月3日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

（略）

第3章 国民の権利及び義務

第10条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第 13 条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第 14 条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③ 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第 15 条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

② すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

③ 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

④ すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第 16 条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第 17 条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求むることができる。

第 18 条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第 19 条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第 20 条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第 21 条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第 22 条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第 23 条 学問の自由は、これを保障する。

第 24 条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第 25 条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努め

なければならない。

第 26 条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第 27 条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

② 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

③ 児童は、これを酷使してはならない。

第 28 条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第 29 条 財産権は、これを侵してはならない。

② 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

③ 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第 30 条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第 31 条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第 32 条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第 33 条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第 34 条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第 35 条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第 33 条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

② 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

第 36 条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

第 37 条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

② 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。

③ 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

第 38 条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

② 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

③ 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

第 39 条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

第 40 条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

(略)

第 10 章 最高法規

第 97 条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

(略)

参考資料(3)

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成 12 年 12 月 6 日公布・施行

(法律第 147 号)

(目的)

第 1 条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第 3 条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第 4 条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 5 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第 6 条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第 7 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

参考資料(4)

人権教育・啓発に関する基本計画

平成 14 年 3 月 15 日閣議決定（策定）

平成 23 年 4 月 1 日閣議決定（変更）

第1章 はじめに

人権教育・啓発に関する基本計画（以下「基本計画」という。）は、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成 12 年法律第 147 号，同年 12 月 6 日公布・施行。以下「人権教育・啓発推進法」という。）第 7 条の規定に基づき，人権教育及び人権啓発（以下「人権教育・啓発」という。）に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため，策定するものである。

我が国では，すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下で，人権に関する諸制度の整備や人権に関する諸条約への加入など，これまで人権に関する各般の施策が講じられてきたが，今日においても，生命・身体の安全にかかわる事象や，社会的身分，門地，人種，民族，信条，性別，障害等による不当な差別その他の人権侵害がなお存在している。また，我が国社会の国際化，情報化，高齢化等の進展に伴って，人権に関する新たな課題も生じてきている。

すべての人々の人権が尊重され，相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには，国民一人一人の人権尊重の精神の涵養を図ることが不可欠であり，そのために行われる人権教育・啓発の重要性については，これをどんなに強調してもし過ぎることはない。政府は，本基本計画に基づき，人権が共存する人権尊重社会の早期実現に向け，人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進していくこととする。

1 人権教育・啓発推進法制定までの経緯

人権教育・啓発の推進に関する近時の動きとしては，まず，「人権教育のための国連 10 年」に関する取組を挙げることができる。すなわち，平成 6 年（1994 年）12 月の国連総会において，平成 7 年（1995 年）から平成 16 年（2004 年）までの 10 年間を「人権教育のための国連 10 年」とする決議が採択されたことを受けて，政府は，平成 7 年 12 月 15 日の閣議決定により，内閣総理大臣を本部長とする人権教育のための国連 10 年推進本部を設置し，平成 9 年 7 月 4 日，「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画（以下「国連 10 年国内行動計画」という。）を策定・公表した。

また，平成 8 年 12 月には，人権擁護施策推進法が 5 年間の時限立法として制定され（平成 8 年法律第 120 号，平成 9 年 3 月 25 日施行），人権教育・啓発に関する施策等を推進すべき国の責務が定められるとともに，これらの施策の総合的な推進に関する基本的事項等について調査審議するため，法務省に人権擁護推進審議会が設置された。同審議会は，法務大臣，文部

大臣（現文部科学大臣）及び総務庁長官（現総務大臣）の諮問に基づき、「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項」について、2年余の調査審議を経た後、平成11年7月29日、上記関係各大臣に対し答申を行った。

政府は、これら国連10年国内行動計画や人権擁護推進審議会の答申等を踏まえて、人権教育・啓発を総合的に推進するための諸施策を実施してきたところであるが、そのより一層の推進を図るためには、人権教育・啓発に関する理念や国、地方公共団体、国民の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定や年次報告等、所要の措置を法定することが不可欠であるとして、平成12年11月、議員立法により法案が提出され、人権教育・啓発推進法として制定される運びとなった。

2 基本計画の策定方針と構成

(1) 基本計画の策定方針

人権教育・啓発推進法は、基本理念として、「国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。」（第3条）と規定し、基本計画については、「国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。」（第7条）と規定している。

人権教育・啓発の推進に当たっては、国連10年国内行動計画や人権擁護推進審議会の人権教育・啓発に関する答申などがその拠り所となるが、これまでの人権教育・啓発に関する様々な検討や提言の趣旨、人権教育・啓発推進法制定に当たっての両議院における審議及び附帯決議、人権分野における国際的潮流などを踏まえて、基本計画は、以下の方針の下に策定することとした。

- ① 広く国民の一人一人が人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得していく必要があり、そのためにはねばり強い取組が不可欠であるとの観点から、中・長期的な展望の下に策定する。
- ② 国連10年国内行動計画を踏まえ、より充実した内容のものとする。
- ③ 人権擁護推進審議会の人権教育・啓発に関する答申を踏まえ、「人権教育・啓発の基本的な在り方」及び「人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進を図るための方策」について検討を加える。
- ④ 基本計画の策定に当たっては、行政の中立性に配慮するとともに、地方公共団体や民間団体等関係各方面から幅広く意見を聴取する。

(2) 基本計画の構成

基本計画は、人権教育・啓発の総合的かつ計画的な推進に関する施策の大綱として、まず、第1章「はじめに」において、人権教育・啓発推進法制定までの経緯と計画の策定方針及びその構成を明らかにするとともに、第2章「人権教育・啓発の現状」及び第3章「人権教育・啓発の基本的在り方」において、我が国における人権教育・啓発の現状とその基本的な在り方について言及した後、第4章「人権教育・啓発の推進方策」において、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進するための方策について提示することとし、その具体的な内容としては、人権一般の普遍的な視点からの取組のほか、各人権課題に対する取組及び人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等の問題について検討を加えるとともに、人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進のための体制等についてその進むべき方向性等を盛り込んでいる。そして、最後に、第5章「計画の推進」において、計画の着実かつ効果的な推進を図るための体制やフォローアップ等について記述している。

人権教育・啓発の総合的かつ計画的な推進を図るに当たっては、国の取組にとどまらず、地方公共団体や公益法人・民間団体等の取組も重要である。このため、政府においては、これら団体等との連携をより一層深めつつ、本基本計画に掲げた取組を着実に推進することとする。

第2章 人権教育・啓発の現状

1 人権を取り巻く情勢

我が国においては、基本的人権の尊重を基本原理の一つとする日本国憲法の下で、国政の全般にわたり、人権に関する諸制度の整備や諸施策の推進が図られてきている。それは、我が国憲法のみならず、戦後、国際連合において作成され現在我が国が締結している人権諸条約などの国際準則にも則って行われている。他方、国内外から、これらの諸制度や諸施策に対する人権の視点からの批判的な意見や、公権力と国民との関係及び国民相互の関係において様々な人権問題が存在する旨の指摘がされている。

現在及び将来にわたって人権擁護を推進していく上で、特に、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者やハンセン病患者等をめぐる様々な人権問題は重要課題となっており、国連10年国内行動計画においても、人権教育・啓発の推進に当たっては、これらの重要課題に関して、「それぞれの固有の問題点についてのアプローチとともに、法の下での平等、個人の尊重という普遍的な視点からのアプローチにも留意する」とこととされている。また、近年、犯罪被害者及びその家族の人権問題に対する社会的関心が大きな高まりを見せており、刑事手続等における犯罪被害者等への配慮といった問題に加え、マスメディアの犯罪被害者等に関する報道によるプライバシー侵害、名誉毀損、過剰な取材による私生活の平穩の侵害等の問題が生じている。マスメディアによる犯罪の報道に関しては少年事件等

の被疑者及びその家族についても同様の人権問題が指摘されており、その他新たにインターネット上の電子掲示板やホームページへの差別的情報の掲示等による人権問題も生じている。

このように様々な人権問題が生じている背景としては、人々の中に見られる同質性・均一性を重視しがちな性向や非合理的な因習的意識の存在等が挙げられているが、国際化、情報化、高齢化、少子化等の社会の急激な変化なども、その要因になっていると考えられる。また、より根本的には、人権尊重の理念についての正しい理解やこれを実践する態度が未だ国民の中に十分に定着していないことが挙げられ、このために、「自分の権利を主張して他人の権利に配慮しない」ばかりでなく、「自らの有する権利を十分に理解しておらず、正当な権利を主張できない」、「物事を合理的に判断して行動する心構えや習慣が身に付いておらず、差別意識や偏見にとらわれた言動をする」といった問題点も指摘されている。

人権教育・啓発に関しては、これまでも各方面で様々な努力が払われてきているが、このような人権を取り巻く諸情勢を踏まえ、より積極的な取組が必要となっている。

2 人権教育の現状

(1) 人権教育の意義・目的

人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」を意味し（人権教育・啓発推進法第2条）、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」にすることを旨としており（同法第3条）、日本国憲法及び教育基本法並びに国際人権規約、児童の権利に関する条約等の精神に則り、基本的人権の尊重の精神が正しく身に付くよう、地域の実情を踏まえつつ、学校教育及び社会教育を通じて推進される。

学校教育については、それぞれの学校種の教育目的や目標の実現を目指して、自ら学び自ら考える力や豊かな人間性などを培う教育活動を組織的・計画的に実施するものであり、こうした学校の教育活動全体を通じ、幼児児童生徒、学生の発達段階に応じて、人権尊重の意識を高める教育を行っていくこととなる。

また、社会教育については、生涯学習の視点に立って、学校外において、青少年のみならず、幼児から高齢者に至るそれぞれのライフサイクルにおける多様な教育活動を展開していくことを通じて、人権尊重の意識を高める教育を行っていくこととなる。

こうした学校教育及び社会教育における人権教育によって、人々が、自らの権利を行使することの意義、他者に対して公正・公平であり、その人権を尊重することの必要性、様々な課題などについて学び、人間尊重の精神を生活の中に生かしていくことが求められている。

(2) 人権教育の実施主体

人権教育の実施主体としては、学校、社会教育施設、教育委員会などのほか、社会教育関係団体、民間団体、公益法人などが挙げられる。

学校教育及び社会教育における人権教育に係る機関としては、国レベルでは文部科学省、都道府県レベルでは各都道府県教育委員会及び私立学校を所管する都道府県知事部局、市町村レベルでは各市町村教育委員会等がある。そして、実際に、学校教育については、国や各都道府県・市町村が設置者となっている各国公立学校や学校法人によって設置される私立学校において、また、社会教育については、各市町村等が設置する公民館等の社会教育施設などにおいて、それぞれ人権教育が具体的に推進されることとなる。

(3) 人権教育の現状

ア 学校教育

学校教育においては、幼児児童生徒、学生の発達段階に応じながら、学校教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高め、一人一人を大切にされた教育の充実を図っている。

最近では、教育内容の基準である幼稚園教育要領、小・中・高等学校及び盲・聾・養護学校の学習指導要領等を改訂し、「生きる力」(自ら学び自ら考える力、豊かな人間性など)の育成を目指し、それぞれの教育の一層の充実を図っている。

幼稚園においては、他の幼児とのかかわりの中で他人の存在に気づき、相手を尊重する気持ちをもって行動できるようにすることや友達とのかかわりを深め、思いやりをもつようにすることなどを幼稚園教育要領に示しており、子どもたちに人権尊重の精神の芽生えをはぐくむよう、遊びを中心とした生活を通して指導している。なお、保育所においては、幼稚園教育要領との整合性を図りつつ策定された保育所保育指針に基づいて保育が実施されている。

小学校・中学校及び高等学校においては、児童生徒の発達段階に即し、各教科、道徳、特別活動等のそれぞれの特質に応じて学校の教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高める教育が行われている。例えば、社会科においては、日本国憲法を学習する中で人間の尊厳や基本的人権の保障などについて理解を深めることとされ、また、道徳においては、「だれに対しても差別することや偏見をもつことなく公正、公平にし、正義の実現に努める」、「公德心をもって法やきまりを守り、自他の権利を大切にしながら進んで義務を果たす」よう指導することとされている。さらに、平成14年度以降に完全実施される新しい学習指導要領においては、「人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念」を具体的な生活の中に生かすことが強調されたほか、指導上の配慮事項として、多様な人々との交流の機会を設けることが示されている。加えて、平成13年7月には学校教育法が改正され、小・中・高等学校及び盲・聾・養護学校においてボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動の充実が図られることとされたところであり、人権教育の観点からも各学校の取組の促進が望まれる。

盲・聾・養護学校では、障害者の自立と社会参加を目指して、小・中・高等学校等に準ずる教育を行うとともに、障害に基づく種々の困難を克服するための指導を行っており、

今般の学習指導要領等の改訂では、一人一人の障害の状態等に応じた一層きめ細かな指導の充実が図られている。また、盲・聾・養護学校や特殊学級では、子どもたちの社会性や豊かな人間性をはぐくむとともに、社会における障害者に対する正しい理解認識を深めるために、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒や地域社会の人々とが共に活動を行う交流教育などの実践的な取組が行われており、新しい学習指導要領等ではその充実が図られている。

大学等における人権教育については、例えば法学一般、憲法などの法学の授業に関連して実施されている。また、教養教育に関する科目等として、人権教育に関する科目が開設されている大学もある。

以上、学校教育については、教育活動全体を通じて、人権教育が推進されているが、知的理解にとどまり、人権感覚が十分身に付いていないなど指導方法の問題、教職員に人権尊重の理念について十分な認識が必ずしもいきわたっていない等の問題も指摘されているところである。

イ 社会教育

社会教育においては、すべての教育の出発点である家庭教育を支援するため、家庭教育に関する親への学習機会の提供や、家庭でのしつけの在り方などを分かりやすく解説した家庭教育手帳・家庭教育ノートを乳幼児や小学生等を持つ親に配布するなどの取組が行われている。この家庭教育手帳・家庭教育ノートには「親自身が偏見を持たず、差別をしない、許さないということを、子どもたちに示していくことが大切である」ことなどが盛り込まれている。

また、生涯の各時期に応じ、各人の自発的学習意思に基づき、人権に関する学習ができるよう、公民館等の社会教育施設を中心に学級・講座の開設や交流活動など、人権に関する多様な学習機会が提供されている。さらに、社会教育指導者のための人権教育に関する手引の作成などが行われている。そのほか、社会教育主事等の社会教育指導者を対象に様々な形で研修が行われ、指導者の資質の向上が図られている。

加えて、平成13年7月には、社会教育法が改正され、青少年にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動等の機会を提供する事業の実施及びその奨励が教育委員会の事務として明記されたところであり、人権尊重の心を養う観点からも各教育委員会における取組の促進が望まれる。

このように、生涯学習の振興のための各種施策を通じて人権教育が推進されているが、知識伝達型の講義形式の学習に偏りがちであることなどの課題が指摘されている。

3 人権啓発の現状

(1) 人権啓発の意義・目的

人権啓発とは、「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）」を意味し（人権教育・啓発推進法第2条）、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」にすることを旨としている（同法第3条）。すなわち、広く国民の間に、人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的に行われる研修、情報提供、広報活動等で人権教育を除いたものであるが、その目的とするところは、国民の一人一人が人権を尊重することの重要性を正しく認識し、これを前提として他人の人権にも十分に配慮した行動がとれるようにすることにある。換言すれば、「人権とは何か」、「人権の尊重とはどういうことか」、「人権を侵害された場合に、これを排除し、救済するための制度がどのようになっているか」等について正しい認識を持つとともに、それらの認識が日常生活の中で、その態度面、行動面等において確実に根付くようにすることが人権啓発の目的である。

(2) 人権啓発の実施主体

人権擁護事務として人権啓発を担当する国の機関としては、法務省人権擁護局及びその下部機関である法務局及び地方法務局の人権擁護部門のほか、法務大臣が委嘱する民間のボランティアとして人権擁護委員制度が設けられ、これら法務省に置かれた人権擁護機関が一体となって人権啓発活動を行っている。また、法務省以外の関係各府省庁においても、その所掌事務との関連で、人権にかかわる各種の啓発活動を行っているほか、地方公共団体や公益法人、民間団体、企業等においても、人権にかかわる様々な活動が展開されている。

なお、法務省の人権擁護機関については、人権擁護推進審議会の人権救済制度の在り方に関する答申（平成13年5月25日）及び人権擁護委員制度の改革に関する答申（平成13年12月21日）を踏まえ、人権委員会の設置等、新たな制度の構築に向けた検討が進められているところである。

(3) 人権啓発の現状

ア 国の人権擁護機関の啓発活動

国は、前記のとおり、関係各府省庁が、その所掌事務との関連で、人権にかかわる各種の啓発活動を行っている。特に、人権擁護事務として人権啓発を担当する法務省の人権擁護機関は、広く一般国民を対象に、人権尊重思想の普及高揚等のために様々な啓発活動を展開している。すなわち、毎年啓発活動の重点目標を定め、人権週間や人権擁護委員の日など節目となる機会をとらえて全国的な取組を展開しているほか、中学生を対象とする人権作文コンテストや小学生を主たる対象とする人権の花運動、イベント的要素を取り入れ明るく楽しい雰囲気の中でより多くの人々に人権問題を考えてもらう人権啓発フェステ

ィバル、各地のイベント等の行事への参加など、年間を通して様々な啓発活動を実施している。具体的な啓発手法としては、人権一般や個別の人権課題に応じて作成する啓発冊子・リーフレット・パンフレット・啓発ポスター等の配布、その時々ので社会の人権状況に合わせた講演会・座談会・討論会・シンポジウム等の開催、映画会・演劇会等の開催、テレビ・ラジオ・有線放送等マスメディアを活用した啓発活動など、多種多様な手法を用いるとともに、それぞれに創意工夫を凝らしている。また、従来、国や多くの地方公共団体が各別に啓発活動を行うことが多く、その間の連携協力が必ずしも十分とは言えなかった状況にかんがみ、人権啓発のより一層効果的な推進を図るとの観点から、都道府県や市町村を含めた多様な啓発主体が連携協力するための横断的なネットワークを形成して、人権啓発活動ネットワーク事業も展開している。さらに、以上の一般的な啓発活動のほか、人権相談や人権侵犯事件の調査・処理の過程を通じて、関係者に人権尊重思想を普及するなどの個別啓発も行っている。

このように、法務省の人権擁護機関は人権啓発に関する様々な活動を展開しているところであるが、昨今、その内容・手法が必ずしも国民の興味・関心・共感を呼び起こすものになっていない、啓発活動の実施に当たってのマスメディアの効果的な活用が十分とは言えない、法務省の人権擁護機関の存在及び活動内容に対する国民の周知度が十分でない、その実施体制や担当職員の専門性も十分でない等の問題点が指摘されている。

イ 地方公共団体の啓発活動

地方公共団体は、都道府県及び市町村のいずれにおいても、それぞれの地域の実情に応じ、啓発行事の開催、啓発資料等の作成・配布、啓発手法等に関する調査・研究、研修会の開催など様々な啓発活動を行っており、その内容は、まさに地域の実情等に応じて多種多様である。特に、都道府県においては、市町村を包括する広域的な立場や市町村行政を補完する立場から、それぞれの地域の実情に応じ、市町村を先導する事業、市町村では困難な事業、市町村の取組を支援する事業などが展開されている。また、市町村においては、住民に最も身近にあって住民の日常生活に必要な様々な行政を担当する立場から、地域に密着したきめ細かい多様な人権啓発活動が様々な機会を通して展開されている。

ウ 民間団体、企業の啓発活動

民間団体においても、人権全般あるいは個々の人権課題を対象として、広報、調査・研究、研修等、人権啓発上有意義な様々な取組が行われているほか、国、地方公共団体が主催する講演会、各種イベントへの参加など、人権にかかわる様々な活動を展開しているところであり、今後とも人権啓発の実施主体として重要な一翼を担っていくことが期待される。

また、企業においては、その取組に濃淡はあるものの、個々の企業の実情や方針等に応

じて、自主的な人権啓発活動が行われている。例えば、従業員に対して行う人権に関する各種研修のほか、より積極的なものとしては、人権啓発を推進するための組織の設置や人権に関する指針の制定、あるいは従業員に対する人権標語の募集などが行われている例もある。

第3章 人権教育・啓発の基本的在り方

1 人権尊重の理念

人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利である。

すべての人々が人権を享有し、平和で豊かな社会を実現するためには、人権が国民相互の間において共に尊重されることが必要であるが、そのためには、各人の人権が調和的に行使されること、すなわち、「人権の共存」が達成されることが重要である。そして、人権が共存する人権尊重社会を実現するためには、すべての個人が、相互に人権の意義及びその尊重と共存の重要性について、理性及び感性の両面から理解を深めるとともに、自分の権利の行使に伴う責任を自覚し、自分の人権と同様に他人の人権をも尊重することが求められる。

したがって、人権尊重の理念は、人権擁護推進審議会が人権教育・啓発に関する答申において指摘しているように、「自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うこと、すなわち、人権共存の考え方」として理解すべきである。

2 人権教育・啓発の基本的在り方

人権教育・啓発は、人権尊重社会の実現を目指して、日本国憲法や教育基本法などの国内法、人権関係の国際条約などに即して推進していくべきものである。その基本的な在り方としては、人権教育・啓発推進法が規定する基本理念（第3条）を踏まえると、次のような点を挙げることができる。

(1) 実施主体間の連携と国民に対する多様な機会の提供

人権教育・啓発にかかわる活動は、様々な実施主体によって行われているが、今日、人権問題がますます複雑・多様化する傾向にある中で、これをより一層効果的かつ総合的に推進し、多様な学習機会を提供していくためには、これら人権教育・啓発の各実施主体がその担うべき役割を踏まえた上で、相互に有機的な連携協力関係を強化することが重要である。

また、国民に対する人権教育・啓発は、国民の一人一人の生涯の中で、家庭、学校、地域社会、職域などあらゆる場と機会を通して実施されることにより効果を上げるものと考えら

れ、その観点からも、人権教育・啓発の各実施主体は相互に十分な連携をとり、その総合的な推進に努めることが望まれる。

(2) 発達段階等を踏まえた効果的な方法

人権教育・啓発は、幼児から高齢者に至る幅広い層を対象とするものであり、その活動を効果的に推進していくためには、人権教育・啓発の対象者の発達段階を踏まえ、地域の実情等に応じて、ねばり強くこれを実施する必要がある。

特に、人権の意義や重要性が知識として確実に身に付き、人権問題を直感的にとらえる感性や日常生活において人権への配慮がその態度や行動に現れるような人権感覚が十分に身に付くようにしていくことが極めて重要である。そのためには、人権教育・啓発の対象者の発達段階に応じながら、その対象者の家庭、学校、地域社会、職域などにおける日常生活の経験などを具体的に取り上げるなど、創意工夫を凝らしていく必要がある。その際、人格が形成される早い時期から、人権尊重の精神の芽生えが感性としてはぐくまれるように配慮すべきである。また、子どもを対象とする人権教育・啓発活動の実施に当たっては、子どもが発達途上であることに十分留意することが望まれる。

また、人権教育・啓発の手法については、「法の下での平等」、「個人の尊重」といった人権一般の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権課題に即した個別的な視点からのアプローチとがあり、この両者があいまって人権尊重についての理解が深まっていくものと考えられる。すなわち、法の下での平等、個人の尊重といった普遍的な視点から人権尊重の理念を国民に訴えかけることも重要であるが、真に国民の理解や共感を得るためには、これと併せて、具体的な人権課題に即し、国民に親しみやすく分かりやすいテーマや表現を用いるなど、様々な創意工夫が求められる。他方、個別的な視点からのアプローチに当たっては、地域の実情等を踏まえるとともに、人権課題に関して正しく理解し、物事を合理的に判断する精神を身に付けるよう働きかける必要がある。その際、様々な人権課題に関してこれまで取り組まれてきた活動の成果と手法への評価を踏まえる必要がある。

なお、人権教育・啓発の推進に当たって、外来語を安易に使用することは、正しい理解の普及を妨げる場合もあるので、官公庁はこの点に留意して適切に対応することが望ましい。

(3) 国民の自主性の尊重と教育・啓発における中立性の確保

人権教育・啓発は、国民の一人一人の心の在り方に密接にかかわる問題でもあることから、その自主性を尊重し、押し付けにならないように十分留意する必要がある。そもそも、人権は、基本的に人間は自由であるということから出発するものであって、人権教育・啓発にかかわる活動を行う場合にも、それが国民に対する強制となっては本末転倒であり、真の意味における国民の理解を得ることはできない。国民の間に人権問題や人権教育・啓発の在り方について多種多様な意見があることを踏まえ、異なる意見に対する寛容の精神に立って、自

由な意見交換ができる環境づくりに努めることが求められる。

また、人権教育・啓発がその効果を十分に発揮するためには、その内容はもとより、実施の方法等においても、国民から、幅広く理解と共感を得られるものであることが必要である。「人権」を理由に掲げて自らの不当な意見や行為を正当化したり、異論を封じたりする「人権万能主義」とでも言うべき一部の風潮、人権問題を口実とした不当な利益等の要求行為、人権上問題のあるような行為をしたとされる者に対する行き過ぎた追及行為などは、いずれも好ましいものとは言えない。

このような点を踏まえると、人権教育・啓発を担当する行政は、特定の団体等から不当な影響を受けることなく、主体性や中立性を確保することが厳に求められる。人権教育・啓発にかかわる活動の実施に当たっては、政治運動や社会運動との関係を明確に区別し、これらの運動そのものも教育・啓発であるということがないように、十分に留意しなければならない。

第4章 人権教育・啓発の推進方策

人権教育・啓発に関しては、国連 10 年国内行動計画や人権擁護推進審議会の人権教育・啓発に関する答申を踏まえて、関係各府省庁において様々な取組が実施されているところである。これらの取組は、国内外の諸情勢の動向等も踏まえながら、今後とも、積極的かつ着実に推進されるべきものであることは言うまでもない。

そこで、ここでは、第3章に記述した人権教育・啓発の基本的な在り方を踏まえつつ、国連 10 年国内行動計画に基づく取組の強化及び人権擁護推進審議会の答申で提言された人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進のための諸方策の実施が重要であるとの認識に立って、人権一般の普遍的な視点からの取組、各人権課題に対する取組及び人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等の問題に関して推進すべき施策の方向性を提示するとともに、人権教育・啓発の効果的な推進を図るための体制等について述べることにする。

1 人権一般の普遍的な視点からの取組

(1) 人権教育

人権教育は、生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階を踏まえ、地域の実情等に
応じて、学校教育と社会教育とが相互に連携を図りつつ、これを実施する必要がある。

ア 学校教育

学校教育においては、それぞれの学校種の教育目的や目標の実現を目指した教育活動が展開される中で、幼児児童生徒、学生が、社会生活を営む上で必要な知識・技能、態度などを確実に身に付けることを通じて、人権尊重の精神の涵養が図られるようにしていく必要がある。

初等中等教育については、新しい学習指導要領等に基づき、自ら学び、自ら考える力や

豊かな人間性等の「生きる力」をはぐくんでいく。さらに、高等教育については、こうした「生きる力」を基盤として、知的、道徳的及び応用的能力を展開させていく。

こうした基本的な認識に立って、以下のような施策を推進していく。

第一に、学校における指導方法の改善を図るため、効果的な教育実践や学習教材などについて情報収集や調査研究を行い、その成果を学校等に提供していく。また、心に響く道徳教育を推進するため、地域の人材の配置、指導資料の作成などの支援策を講じていく。

第二に、社会教育との連携を図りつつ、社会性や豊かな人間性をはぐくむため多様な体験活動の機会の充実を図っていく。学校教育法の改正の趣旨等を踏まえ、ボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動を始め、勤労生産活動、職業体験活動、芸術文化体験活動、高齢者や障害者等との交流などを積極的に推進するため、モデルとなる地域や学校を設け、その先駆的な取組を全国のすべての学校に普及・展開していく。

第三に、子どもたちに人権尊重の精神を涵養していくためにも、各学校が、人権に配慮した教育指導や学校運営に努める。特に、校内暴力やいじめなどが憂慮すべき状況にある中、規範意識を培い、こうした行為が許されないという指導を徹底するなど子どもたちが安心して楽しく学ぶことのできる環境を確保する。

第四に、高等教育については、大学等の主体的判断により、法学教育など様々な分野において、人権教育に関する取組に一層配慮がなされるよう促していく。

第五に、養成・採用・研修を通じて学校教育の担い手である教職員の資質向上を図り、人権尊重の理念について十分な認識を持ち、子どもへの愛情や教育への使命感、教科等の実践的な指導力を持った人材を確保していく。その際、教職員自身が様々な体験を通じて視野を広げるような機会の充実を図っていく。また、教職員自身が学校の場等において子どもの人権を侵害するような行為を行うことは断じてあってはならず、そのような行為が行われることのないよう厳しい指導・対応を行っていく。さらに、個に応じたきめ細かな指導が一層可能となるよう、教職員配置の改善を進めていく。

イ 社会教育

社会教育においては、すべての人々の人権が真に尊重される社会の実現を目指し、人権を現代的課題の一つとして取り上げた生涯学習審議会の答申や、家庭教育支援のための機能の充実や、多様な体験活動の促進等について提言した様々な審議会の答申等を踏まえ、生涯学習の振興のための各種施策を通じて、人権に関する学習の一層の充実を図っていく必要がある。その際、人権に関する学習においては、単に人権問題を知識として学ぶだけではなく、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚の涵養が求められる。

第一に、幼児期から豊かな情操や思いやり、生命を大切に作る心、善悪の判断など人間形成の基礎をはぐくむ上で重要な役割を果たし、すべての教育の出発点である家庭教育の充実を図る。特に、親自身が偏見を持たず差別をしないことなどを日常生活を通じて自ら

の姿をもって子どもに示していくことが重要であることから、親子共に人権感覚が身に付くような家庭教育に関する親の学習機会の充実や情報の提供を図るとともに、父親の家庭教育参加の促進、子育てに不安や悩みを抱える親等への相談体制の整備等を図る。

第二に、公民館等の社会教育施設を中心として、地域の実情に応じた人権に関する多様な学習機会の充実を図っていく。そのため、広く人々の人権問題についての理解の促進を図るため、人権に関する学習機会の提供や交流事業の実施、教材の作成等の取組を促進する。また、学校教育との連携を図りつつ、青少年の社会性や思いやりの心など豊かな人間性をはぐくむため、ボランティア活動など社会奉仕体験活動・自然体験活動を始めとする多様な体験活動や高齢者、障害者等との交流の機会の充実を図る。さらに、初等中等教育を修了した青年や成人のボランティア活動など社会奉仕活動を充実するための環境の整備を図っていく。

第三に、学習意欲を高めるような参加体験型の学習プログラムの開発を図るとともに、広く関係機関にその成果を普及し、特に、日常生活の中で人権上問題のあるような出来事に接した際に、直感的にその出来事がおかしいと思う感性や、日常生活の中で人権尊重を基本においた行動が無意識のうちにその態度や行動に現れるような人権感覚を育成する学習プログラムを、市町村における実践的な人権に関する学習活動の成果を踏まえながら開発し提供していくことが重要である。そのために、身近な課題を取り上げたり、様々な人とのふれあい体験を通して自然に人権感覚が身に付くような活動を仕組んだり、学習意欲を高める手法を創意工夫するなど指導方法に関する研究開発を行い、その成果を全国に普及していく。

第四に、地域社会において人権教育を先頭に立って推進していく指導者の養成及び、その資質の向上を図り、社会教育における指導体制の充実を図っていく。そのために指導者研修会の内容、方法について、体験的・実践的手法を取り入れるなどの創意工夫を図る。

(2) 人権啓発

人権啓発は、その内容はもとより実施の方法においても、国民から幅広く理解と共感が得られるものであることが肝要であり、人権一般にかかわる取組に関して検討する場合にも、その視点からの配慮が欠かせない。

ア 内容

啓発の内容に関して言えば、国民の理解と共感を得るという視点から、人権をめぐる今日の社会情勢を踏まえた啓発が重要であり、そのような啓発として、特に以下のものを挙げることができる。

i 人権に関する基本的な知識の習得

総理府（現内閣府）の世論調査（平成9年実施）の結果によれば、基本的人権が侵すことのできない永久の権利として憲法で保障されていることについての周知度が低

下傾向にあるが、この点にも象徴されるように、国民の人権に関する基本的な知識の習得が十分でないことが窺われる。そこで、憲法を始めとした人権にかかわる国内法令や国際条約の周知など、人権に関する基本的な知識の習得を目的とした啓発を推進する必要がある。

ii 生命の尊さ

近年、小学生などの弱者を被害者とする残忍な事件が頻発し、社会的耳目を集めているが、これらに限らず、いじめや児童虐待、ストーカー行為、電車等の交通機関内におけるトラブルや近隣関係をめぐるトラブルに起因する事件等々、日常生活のあらゆる場面において、ささいなことから簡単に人が殺傷される事件が後を絶たない。その背景として、人の生命を尊重する意識が薄れてきていることが指摘されており、改めて生命の尊さ・大切さや、自己がかけがえのない存在であると同時に他人もかけがえのない存在であること、他人との共生・共感の大切さを真に実感できるような啓発を推進する必要がある。

iii 個性の尊重

世間体や他人の思惑を過度に気にする一般的な風潮や我が国社会における根強い横並び意識の存在等が、安易な事なかれ主義に流れたり、人々の目を真の問題点から背けさせる要因となっており、そのことにより、各種差別の解消が妨げられている側面がある。そこで、これらの風潮や意識の是正を図ることが重要であるが、そのためには、互いの人権を尊重し合うということの意味が、各人の異なる個性を前提とする価値基準であることを国民に訴えかける啓発を推進する必要がある。

イ 方法

啓発の方法に関し、国民の理解と共感を得るという視点から留意すべき主な点としては、以下のものを挙げることができる。

i 対象者の発達段階に応じた啓発

一般的に言えば、対象者の理解度に合わせて適切な人権啓発を行うことが肝要であり、そのためには、対象者の発達段階に応じて、その対象者の家庭、学校、地域社会、職域などにおける日常生活の経験などを人権尊重の観点から具体的に取り上げ、自分の課題として考えてもらうなど、手法に創意工夫を凝らしていく必要がある。また、対象者の発達段階に応じた手法の選択ということも重要であり、例えば、幼児児童に対する人権啓発としては、「他人の痛みが分かる」、「他人の気持ちを理解し、行動できる」など、他人を思いやる心をはぐくみ、子どもの情操をより豊かにすることを目的として、子どもが人権に関する作文を書くことを通して自らの課題として理解を深めたり、自ら人権に関する標語を考えたりするなどの啓発手法が効果的である。そして、ある程度理解力が備わった青少年期には、ボランティア活動など社会奉仕体験活動等

を通じて、高齢者や障害のある人などと直接触れ合い、そうした交流の中で人権感覚を培っていくことが期待される。

ii 具体的な事例を活用した啓発

人権啓発の効果を高めるためには、具体的な事例を取り上げ、その問題を前提として自由に議論することも、啓発を受ける人の心に迫りやすいという点では効果がある。例えば、人権上大きな社会問題となった事例に関して、人権擁護に当たる機関が、タイミング良く、人権尊重の視点から具体的な呼びかけを行うことなどは、広く国民が人権尊重についての正しい知識・感性を錬磨する上で、大きな効果を期待できる。特に、その具体的な事例が自分の居住する地域と関連が深いものである場合には、地域住民が人権尊重の理念について、より身近に感じ、その理解を深めることにつながる。その意味でも、具体的な事例を挙げて、地域に密着した啓発を行うことは効果的である。

なお、過去の具体的な事例を取り上げるに当たっては、そこで得られた教訓を踏まえて、将来、類似の問題が発生した場合にどう対応すべきかとの観点から啓発を行うことも有意義である。その場合、人権を侵害された被害者は心に深い傷を負っているということにも十分配慮し、被害者の立場に立った啓発を心掛ける必要がある。

iii 参加型・体験型の啓発

各種の人権啓発冊子等の作成・配布や講演会・研修会の実施、人権啓発映画・啓発ビデオの放映等、啓発主体が国民に向けて行う啓発は、人権に関する知識や情報を伝えるという観点からは一定の効果があるが、国民の一人一人が人権感覚や感性を体得するという観点からすると、このような受身型の啓発には限界がある。そこで、啓発を受ける国民が主体的・能動的に参加できるような啓発手法（例えば、各種のワークショップや車椅子体験研修等）にも着目し、これらの採用を積極的に検討・推進すべきである。

2 各人権課題に対する取組

人権教育・啓発に当たっては、普遍的な視点からの取組のほか、各人権課題に対する取組を推進し、それらに関する知識や理解を深め、さらには課題の解決に向けた実践的な態度を培っていくことが望まれる。その際、地域の実情、対象者の発達段階等や実施主体の特性などを踏まえつつ、適切な取組を進めていくことが必要である。

(1) 女性

日本国憲法は、法の下での平等について規定し、政治的、経済的又は社会的関係における性差別を禁止する（第 14 条）とともに、家族関係における男女平等について明文の規定を置いている（第 24 条）。しかし、現実には、従来の固定的な性別役割分担意識が依然として

根強く残っていることから、社会生活の様々な場面において女性が不利益を受けることが少なからずある。また、夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等、女性に対する暴力事案等が社会的に問題となるなど、真に男女共同参画社会が実現されているとは言い難い状況にある。

女性の地位向上は、我が国のみならず世界各国に共通した問題意識となっており、国際連合を中心とした国際的な動向をみると、1975年（昭和50年）を「国際婦人年」と定め、これに続く1976年から1985年までの10年間を「国連婦人の10年」として位置付け、この間に、女性の問題に関する認識を深めるための活動が各国に奨励されている。また、1979年に女子差別撤廃条約が採択（1981年発効、我が国の批准1985年）され、1993年には女性に対する暴力の撤廃に関する宣言が採択されたほか、世界各地で女性会議等の国際会議が開催されるなど、女性の地位向上に向けた様々な取組が国際的な規模で行われている。

我が国においても、従来から、こうした国際的な動向にも配慮しながら、男女共同参画社会の形成の促進に向けた様々な取組が総理府（現内閣府）を中心に展開されてきた。特に、平成11年6月には、男女共同参画社会の形成の促進を総合的かつ計画的に推進することを目的とする「男女共同参画社会基本法」（平成11年法律第78号）が制定され、平成12年12月には、同法に基づいた初めての計画である「男女共同参画基本計画」が策定されている。また、平成13年1月の中央省庁等改革に際し、内閣府に男女共同参画会議及び男女共同参画局が設置され、男女共同参画社会の形成の促進に関する推進体制が充実・強化された。

なお、女性に対する暴力の関係では、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（平成12年法律第81号）や「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成13年法律第31号）の制定等、立法的な措置がとられている。

こうした動向等を踏まえ、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① 政策・方針決定過程への女性の参画を拡大していくため、国が率先垂範して取組を進めるとともに、地方公共団体、企業、各種機関・団体等のあらゆる分野へ広く女性の参画促進を呼びかけ、その取組を支援する。（全府省庁）
- ② 男女共同参画の視点に立って様々な社会制度・慣行の見直しを行うとともに、これらを支えてきた人々の意識の改革を図るため、国民的広がりを持った広報・啓発活動を積極的に展開する。また、女性の権利に関係の深い国内法令や、女子差別撤廃条約、女性2000年会議の「成果文書」等の国際文書の内容の周知に努める。（全府省庁）
- ③ 女性に対する偏見や差別意識を解消し、固定的な性別役割分担意識を払拭することを目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。（法務省）
- ④ 性別に基づく固定的な役割分担意識を是正し、人権尊重を基盤とした男女平等観の形成を促進するため、家庭、学校、地域など社会のあらゆる分野において男女平等を推進する

教育・学習の充実を図る。また、女性の生涯にわたる学習機会の充実、社会参画の促進のための施策を充実させる。(文部科学省)

- ⑤ 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保等のため、啓発等を行うとともに、働くことを中心に女性の社会参画を積極的に支援するための事業を「女性と仕事の未来館」において実施する。(厚生労働省、文部科学省)
- ⑥ 農山漁村の女性が、男性とともに積極的に参画できる社会を実現するため、家庭及び地域社会において農山漁村の女性の地位向上・方針決定への参画促進のための啓発等を実施する。(農林水産省)
- ⑦ 国の行政機関の策定する広報・出版物等において性にとらわれない表現を促進するとともに、メディアにおける女性の人権の尊重を確保するため、メディアの自主的取組を促しつつ、メディアの特性や技術革新に対応した実効ある対策を進める。(内閣府ほか関係省庁)
- ⑧ 夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対するあらゆる暴力を根絶するための基盤整備を行うとともに、暴力の形態に応じた幅広い取組を総合的に推進する。(内閣府)
- ⑨ 夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、ストーカー行為等女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて、厳正な取締りはもとより、被害女性の人権を守る観点から、事情聴取等を被害者の希望に応じた性別の警察官が行えるようにするなど、必要な体制を整備するとともに、事情聴取、相談等に携わる職員の教育訓練を充実する。(警察庁)
- ⑩ 夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等に関する事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対し女性の人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。(法務省)
- ⑪ 女性の人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、平成12年に全国に設置した電話相談「女性の人権ホットライン」を始めとする人権相談体制を充実させる。なお、女性からの人権相談に対しては女性の人権擁護委員や職員が対応するなど相談しやすい体制づくりに努めるほか、必要に応じて関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)
- ⑫ 我が国が主導的な役割を果たした結果国連婦人開発基金(UNIFEM)内に設置された「女性に対する暴力撤廃のための信託基金」等、女性の人権擁護にかかわる国際的取組に対して協力する。(外務省)

(2) 子ども

子どもの人権の尊重とその心身にわたる福祉の保障及び増進などに関しては、既に日本国憲法を始め、児童福祉法や児童憲章、教育基本法などにおいてその基本原理ないし理念が示

され、また、国際的にも児童の権利に関する条約等において権利保障の基準が明らかにされ、「児童の最善の利益」の考慮など各種の権利が宣言されている。

しかし、子どもたちを取り巻く環境は、我が国においても懸念すべき状況にある。例えば、少年非行は、現在、戦後第4の多発期にあり、質的にも凶悪化や粗暴化の傾向が指摘されている。一方で、実親等による子に対する虐待が深刻な様相を呈しているほか、犯罪による被害を受ける少年の数が増加している。児童買春・児童ポルノ、薬物乱用など子どもの健康や福祉を害する犯罪も多発している。さらに、学校をめぐっては、校内暴力やいじめ、不登校等の問題が依然として憂慮すべき状況にある。

このような状況を踏まえ、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」（平成11年法律第52号）、「児童虐待の防止等に関する法律」（平成12年法律第82号）の制定など個別立法による対応も進められている。さらに、家庭や地域社会における子育てや学校における教育の在り方を見直していくと同時に、大人社会における利己的な風潮や、金銭を始めとする物質的な価値を優先する考え方などを問い直していくことが必要である。大人たちが、未来を担う子どもたち一人一人の人格を尊重し、健全に育てていくことの大切さを改めて認識し、自らの責任を果たしていくことが求められている。

こうした認識に立って、子どもの人権に関係の深い様々な国内の法令や国際条約の趣旨に沿って、政府のみならず、地方公共団体、地域社会、学校、家庭、民間企業・団体や情報メディア等、社会全体が一体となって相互に連携を図りながら、子どもの人権の尊重及び保護に向け、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① 子どもを単に保護・指導の対象としてのみとらえるのではなく、基本的人権の享有主体として最大限に尊重されるような社会の実現を目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。（法務省）
- ② 学校教育及び社会教育を通じて、憲法及び教育基本法の精神に則り、人権尊重の意識を高める教育の一層の推進に努める。学校教育については、人権教育の充実に向けた指導方法の研究を推進するとともに、幼児児童生徒の人権に十分に配慮し、一人一人を大切にされた教育指導や学校運営が行われるように努める。その際、自他の権利を大切にすることとともに、社会の中で果たすべき義務や自己責任についての指導に努めていく。社会教育においては、子どもの人権の重要性について正しい認識と理解を深めるため、公民館等における各種学級・講座等による学習機会の充実に努める。（文部科学省）
- ③ 学校教育法及び社会教育法の改正（平成13年7月）の趣旨等を踏まえ、子どもの社会性や豊かな人間性をはぐくむ観点から、全小・中・高等学校等において、ボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動等の体験活動を積極的に推進する。（文部科学省）
- ④ 校内暴力やいじめ、不登校などの問題の解決に向け、スクールカウンセラーの配置など教育相談体制の充実を始めとする取組を推進する。また、問題行動を起こす児童生徒については、暴力やいじめは許されないという指導を徹底し、必要に応じて出席停止制度の適

切な運用を図るとともに、学校・教育委員会・関係機関からなるサポートチームを組織して個々の児童生徒の援助に当たるなど、地域ぐるみの支援体制を整備していく。（文部科学省）

- ⑤ 親に対する家庭教育についての学習機会や情報の提供、子育てに関する相談体制の整備など家庭教育を支援する取組の充実に努める。（文部科学省）
- ⑥ 児童虐待など、児童の健全育成上重大な問題について、児童相談所、学校、警察等の関係機関が連携を強化し、総合的な取組を推進するとともに、啓発活動を推進する。（厚生労働省、文部科学省、警察庁）
- ⑦ 児童買春・児童ポルノ、児童売買といった児童の商業的性的搾取の問題が国際社会の共通の課題となっていることから、児童の権利に関する条約の広報等を通じ、積極的にこの問題に対する理解の促進に取り組む。（外務省）
- ⑧ 犯罪等の被害に遭った少年に対し、カウンセリング等による支援を行うとともに、少年の福祉を害する犯罪の取締りを推進し、被害少年の救出・保護を図る。（警察庁）
- ⑨ 保育所保育指針における「人権を大切に作る心を育てる」ため、この指針を参考として児童の心身の発達、家庭や地域の実情に応じた適切な保育を実施する。また、保育士や子どもにかかわる指導員等に対する人権教育・啓発の推進を図る。（厚生労働省）
- ⑩ 児童虐待や体罰等の事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対し子どもの人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。（法務省）
- ⑪ 教職員について、養成・採用・研修を通じ、人権尊重意識を高めるなど資質向上を図るとともに、個に応じたきめ細かな指導が一層可能となるよう、教職員配置の改善を進めていく。教職員による子どもの人権を侵害する行為が行われることのないよう厳しい指導・対応を行う。（文部科学省）
- ⑫ 子どもの人権問題の解決を図るため、「子どもの人権専門委員」制度を充実・強化するほか、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、「子どもの人権 110 番」による電話相談を始めとする人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。（法務省）

(3) 高齢者

人口の高齢化は、世界的な規模で急速に進んでいる。我が国においては、2015年には4人に1人が65歳以上という本格的な高齢社会が到来すると予測されているが、これは世界に類を見ない急速な高齢化の体験であることから、我が国の社会・経済の構造や国民の意識はこれに追いついておらず、早急な対応が喫緊の課題となっている。

高齢化対策に関する国際的な動きをみると、1982年にウィーンで開催された国連主催による初めての世界会議において「高齢化に関する国際行動計画」が、また、1991年の第

46 回国連総会において「高齢者のための国連原則」がそれぞれ採択され、翌年 1992 年の第 47 回国連総会においては、これらの国際行動計画や国連原則をより一層広めることを促すとともに、各国において高齢化社会の到来に備えた各種の取組が行われることを期待して、1999 年（平成 11 年）を「国際高齢者年」とする決議が採択された。

我が国においては、昭和 61 年 6 月に閣議決定された「長寿社会対策大綱」に基づき、長寿社会に向けた総合的な対策の推進を図ってきたが、平成 7 年 12 月に高齢社会対策基本法が施行されたことから、以後、同法に基づく高齢社会対策大綱（平成 8 年 7 月閣議決定）を基本として、国際的な動向も踏まえながら、各種の対策が講じられてきた。平成 13 年 12 月には、引き続きより一層の対策を推進するため、新しい高齢社会対策大綱が閣議決定されたところである。

高齢者の人権にかかわる問題としては、高齢者に対する身体的・精神的な虐待やその有する財産権の侵害のほか、社会参加の困難性などが指摘されているが、こうした動向等を踏まえ、高齢者が安心して自立した生活を送れるよう支援するとともに、高齢者が社会を構成する重要な一員として各種の活動に積極的に参加できるよう、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① 高齢者の人権についての国民の認識と理解を深めるとともに、高齢者も社会の重要な一員として生き生きと暮らせる社会の実現を目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。（法務省）
- ② 「敬老の日」「老人の日」「老人週間」の行事を通じ、広く国民が高齢者の福祉について関心と理解を深める。（厚生労働省）
- ③ 学校教育においては、高齢化の進展を踏まえ、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間といった学校教育活動全体を通じて、高齢者に対する尊敬や感謝の心を育てるとともに、高齢社会に関する基礎的理解や介護・福祉の問題などの課題に関する理解を深めさせる教育を推進する。（文部科学省）
- ④ 高齢者の学習機会の体系的整備並びに高齢者の持つ優れた知識・経験等を生かして社会参加してもらうための条件整備を促進する。（厚生労働省、文部科学省）
- ⑤ 高齢者和其他の世代との相互理解や連帯感を深めるため、世代間交流の機会を充実させる。（内閣府、厚生労働省、文部科学省）
- ⑥ 高齢者が社会で活躍できるよう、ボランティア活動など高齢者の社会参加を促進する。（内閣府、厚生労働省、文部科学省）
- ⑦ 高齢者が長年にわたり培ってきた知識、経験等を活用して働き続けることができる社会を実現するため、定年の引き上げ等による 65 歳までの安定した雇用の確保、再就職の援助、多様な就業機会の確保のための啓発活動に取り組む。（厚生労働省）
- ⑧ 高齢化が急速に進行している農山漁村において、高齢者が農業生産活動、地域社会活動等において生涯現役を目指し、安心して住み続けられるよう支援する。（農林水産省）

- ⑨ 高齢者に関しては、介護者等による肉体的虐待、心理的虐待、経済的虐待（財産侵害）等の問題があるが、そのような事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対し高齢者の人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。（法務省）
- ⑩ 高齢者の人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、高齢者が利用しやすい人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。（法務省）

(4) 障害者

障害者基本法第3条第2項は、「すべて障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする」と規定しているが、現実には、障害のある人々は様々な物理的又は社会的障壁のために不利益を被ることが多く、その自立と社会参加が阻まれている状況にある。また、障害者への偏見や差別意識が生じる背景には、障害の発生原因や症状についての理解不足がかかわっている場合もある。

障害者問題に関する国際的な動向をみると、国際連合では、1971年に「知的障害者の権利宣言」、1975年に「障害者の権利宣言」がそれぞれ採択され、障害者の基本的人権と障害者問題について、ノーマライゼーションの理念に基づく指針が示されたのを始めとして、1976年の第31回総会においては、1981年（昭和56年）を「国際障害者年」とする決議が採択されるとともに、その際併せて採択された「国際障害者年行動計画」が1979年に承認されている。また、1983年から1992年までの10年間を「国連・障害者の十年」とする宣言が採択され、各国に対し障害者福祉の増進が奨励されたが、「国連・障害者の十年」の終了後は、国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）において、1993年から2002年までの10年間を「アジア太平洋障害者の十年」とする決議が採択され、更に継続して障害者問題に取り組むこととされている。

我が国においても、このような国際的な動向と合わせ、各種の取組を展開している。まず、昭和57年3月に「障害者対策に関する長期計画」が策定されるとともに、同年4月には内閣総理大臣を本部長とする障害者対策推進本部（平成8年1月、障害者施策推進本部に改称）が設置され、障害者の雇用促進や社会的な施設、設備等の充実が図られることとなったが、平成5年3月には同長期計画を改めた「障害者対策に関する新長期計画」が策定され、また、平成7年12月には新長期計画の最終年次に合わせて、平成8年度から平成14年度までの7カ年を計画期間とする「障害者プラン」を策定することで、長期的視点に立った障害者施策のより一層の推進が図られている。

こうした動向等を踏まえ、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① 障害者の自立と社会参加をより一層推進し、障害者の「完全参加と平等」の目標に向け

て「ノーマライゼーション」の理念を実現するための啓発・広報活動を推進する（障害者の日及び週間を中心とする啓発・広報活動等）。（内閣府）

- ② 障害者に対する偏見や差別意識を解消し、ノーマライゼーションの理念を定着させることにより、障害者の自立と完全参加を可能とする社会の実現を目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。（法務省）
- ③ 障害者の自立と社会参加を目指し、盲・聾・養護学校や特殊学級等における教育の充実を図るとともに、障害のある子どもに対する理解と認識を促進するため、小・中学校等や地域における交流教育の実施、小・中学校の教職員等のための指導資料の作成・配布、並びに学校教育関係者及び保護者等に対する啓発事業を推進する。さらに、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間といった学校教育活動全体を通じて、障害者に対する理解、社会的支援や介助・福祉の問題などの課題に関する理解を深めさせる教育を推進する。（文部科学省）
- ④ 障害者の職業的自立意欲の喚起及び障害者の雇用問題に関する国民の理解を促進するため、障害者雇用促進月間を設定し、全国障害者雇用促進大会を開催するなど障害者雇用促進運動を展開する。また、障害者の職業能力の向上を図るとともに、社会の理解と認識を高めるため、身体障害者技能競技大会を開催する。（厚生労働省）
- ⑤ 精神障害者に対する差別、偏見の是正のため、ノーマライゼーションの理念の普及・啓発活動を推進し、精神障害者の人権擁護のため、精神保健指定医、精神保健福祉相談員等に対する研修を実施する。（厚生労働省）
- ⑥ 障害者に関しては、雇用差別、財産侵害、施設における劣悪な処遇や虐待等の問題があるが、そのような事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対し障害者の人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。（法務省）
- ⑦ 障害者の人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、障害者が利用しやすい人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。（法務省）
- ⑧ 国連総会で採択された「障害者に関する世界行動計画」の目的実現のためのプロジェクトを積極的に支援するため、「国連障害者基金」に対して協力する。（外務省）

(5) 同和問題

同和問題は、我が国固有の重大な人権問題であり、その早期解消を図ることは国民的課題でもある。そのため、政府は、これまで各種の取組を展開してきており、特に戦後は、3本の特別立法に基づいて様々な施策を講じてきた。その結果、同和地区の劣悪な生活環境の改善を始めとする物的な基盤整備は着実に成果を上げ、ハード面における一般地区との格差は大きく改善されてきており、物的な環境の劣悪さが差別を再生産するというような状況も改

善の方向に進み、差別意識の解消に向けた教育及び啓発も様々な創意工夫の下に推進されてきた。

これらの施策等によって、同和問題に関する国民の差別意識は、「着実に解消に向けて進んでいる」が、「地域により程度の差はあるものの依然として根深く存在している」（平成11年7月29日人権擁護推進審議会答申）ことから、現在でも結婚問題を中心とする差別事象が見られるほか、教育、就職、産業等の面での問題等がある。また、同和問題に対する国民の理解を妨げる「えせ同和行為」も依然として横行しているなど、深刻な状況にある。

地域改善対策特定事業については、平成14年3月の地対財特法の失効に伴いすべて終了し、今後の施策二ーズには、他の地域と同様に、地域の状況や事業の必要性に応じ所要の施策が講じられる。したがって、今後はその中で対応が図られることとなるが、同和問題の解消を図るための人権教育・啓発については、平成8年5月の地域改善対策協議会の意見具申の趣旨に留意し、これまでの同和問題に関する教育・啓発活動の中で積み上げられてきた成果等を踏まえ、同和問題を重要な人権問題の一つとしてとらえ、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① 同和問題に関する差別意識については、「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について（平成8年7月26日閣議決定）」に基づき、人権教育・啓発の事業を推進することにより、その解消を図っていく。（文部科学省、法務省）
- ② 学校、家庭及び地域社会が一体となって進学意欲と学力の向上を促進し、学校教育及び社会教育を通じて同和問題の解決に向けた取組を推進していく。（文部科学省）
- ③ 同和問題に関する偏見や差別意識を解消し、同和問題の早期解決を目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。（法務省）
- ④ 雇用主に対して就職の機会均等を確保するための公正な採用選考システムの確立が図られるよう指導・啓発を行う。（厚生労働省）
- ⑤ 小規模事業者の産業にかかわりの深い業種等に対して、人権尊重の理念を広く普及させ、その理解を深めるための啓発事業を実施する。（経済産業省）
- ⑥ 都道府県及び全国農林漁業団体が、農林漁業を振興する上で阻害要因となっている同和問題を始めとした広範な人権問題に関する研修会等の教育・啓発活動を、農漁協等関係農林漁業団体の職員を対象に行う。（農林水産省）
- ⑦ 社会福祉施設である隣保館においては、地域改善対策協議会意見具申（平成8年5月17日）に基づき、周辺地域を含めた地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして総合的な活動を行い、更なる啓発活動を推進する。また、地域における人権教育を推進するための中核的役割を期待されている社会教育施設である公民館等とも、積極的な連携を図る。（厚生労働省、文部科学省）
- ⑧ 同和問題解決の阻害要因となっている「えせ同和行為」の排除に向け、啓発等の取組を

推進する。(法務省ほか関係省庁)

- ⑨ 同和問題に関しては、結婚や就職等における差別、差別落書き、インターネットを利用した差別情報の掲載等の問題があるが、そのような事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対し同和問題に対する正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。

(法務省)

- ⑩ 同和問題に係る人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、同和問題に関し人権侵害を受けたとする者が利用しやすい人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)

(6) アイヌの人々

アイヌの人々は、少なくとも中世末期以降の歴史の中では、当時の「和人」との関係において北海道に先住していた民族であり、現在においてもアイヌ語等を始めとする独自の文化や伝統を有している。しかし、アイヌの人々の民族としての誇りの源泉であるその文化や伝統は、江戸時代の松前藩による支配や、維新後の「北海道開拓」の過程における同化政策などにより、今日では十分な保存、伝承が図られているとは言い難い状況にある。また、アイヌの人々の経済状況や生活環境、教育水準等は、これまでの北海道ウタリ福祉対策の実施等により着実に向上してきてはいるものの、アイヌの人々が居住する地域において、他の人々となお格差があることが認められるほか、結婚や就職等における偏見や差別の問題がある。

このような状況の下、平成7年3月、内閣官房長官の私的諮問機関として「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」が設置され、法制度の在り方を含め今後のウタリ対策の在り方について検討が進められることとなり、同懇談会から提出された報告書の趣旨を踏まえて、平成9年5月、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」(平成9年法律第52号)が制定された。現在、同法に基づき、アイヌに関する総合的かつ実践的な研究、アイヌ語を含むアイヌ文化の振興及びアイヌの伝統等に関する知識の普及啓発を図るための施策が推進されている。

こうした動向等を踏まえ、国民一般がアイヌの人々の民族としての歴史、文化、伝統及び現状に関する認識と理解を深め、アイヌの人々の人権を尊重するとの観点から、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統及びアイヌ文化に関する国民に対する知識の普及及び啓発を図るための施策を推進する。(文部科学省、国土交通省)
- ② アイヌの人々に対する偏見や差別意識を解消し、その固有の文化や伝統に対する正しい認識と理解を深め、アイヌの人々の尊厳を尊重する社会の実現を目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。(法務省)

- ③ 学校教育では、アイヌの人々について、社会科等において取り上げられており、今後とも引き続き基本的人権の尊重の観点に立った教育を推進するため、教職員の研修を推進する。(文部科学省)
- ④ 各高等教育機関等におけるアイヌ語やアイヌ文化に関する教育研究の推進に配慮する。(文部科学省)
- ⑤ 生活館において、アイヌの人々の生活の改善向上・啓発等の活動を推進する。(厚生労働省)
- ⑥ アイヌの人々に関しては、結婚や就職等における差別等の問題があるが、そのような事案が発生した場合には、人権侵害事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対しアイヌの人々の人権の重要性及びアイヌの文化・伝統に対する正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。(法務省)
- ⑦ アイヌの人々の人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、アイヌの人々が利用しやすい人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)

(7) 外国人

近年の国際化時代を反映して、我が国に在留する外国人は年々急増している。日本国憲法は、権利の性質上、日本国民のみを対象としていると解されるものを除き、我が国に在留する外国人についても、等しく基本的人権の享有を保障しているところであり、政府は、外国人の平等の権利と機会の保障、他国の文化・価値観の尊重、外国人との共生に向けた相互理解の増進等に取り組んでいる。

しかし、現実には、我が国の歴史的経緯に由来する在日韓国・朝鮮人等をめぐる問題のほか、外国人に対する就労差別や入居・入店拒否など様々な人権問題が発生している。その背景には、我が国の島国という地理的条件や江戸幕府による長年にわたる鎖国の歴史等に加え、他国の言語、宗教、習慣等への理解不足からくる外国人に対する偏見や差別意識の存在などが挙げられる。これらの偏見や差別意識は、国際化の著しい進展や人権尊重の精神の国民への定着、様々な人権教育・啓発の実施主体の努力により、外国人に対する理解が進み、着実に改善の方向に向かっていると考えられるが、未だに一部に問題が存在している。

以上のような認識に立ち、外国人に対する偏見や差別意識を解消し、外国人の持つ文化や多様性を受け入れ、国際的視野に立って一人一人の人権が尊重されるために、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① 外国人に対する偏見や差別意識を解消し、外国人の持つ文化、宗教、生活習慣等における多様性に対して寛容な態度を持ち、これを尊重するなど、国際化時代にふさわしい人権意識を育てることを目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強

化する。(法務省)

- ② 学校においては、国際化の著しい進展を踏まえ、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間といった学校教育活動全体を通じて、広い視野を持ち、異文化を尊重する態度や異なる習慣・文化を持った人々と共に生きていく態度を育成するための教育の充実を図る。また、外国人児童生徒に対して、日本語の指導を始め、適切な支援を行っていく。(文部科学省)
- ③ 外国人に関しては、就労における差別や入居・入店拒否、在日韓国・朝鮮人児童・生徒への暴力や嫌がらせ等の問題があるが、そのような事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対し外国人の人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。(法務省)
- ④ 外国人の人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、通訳を配置した外国人のための人権相談所を開設するなど、人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)

(8) HIV感染者・ハンセン病患者等

医学的に見て不正確な知識や思いこみによる過度の危機意識の結果、感染症患者に対する偏見や差別意識が生まれ、患者、元患者や家族に対する様々な人権問題が生じている。感染症については、まず、治療及び予防といった医学的な対応が不可欠であることは言うまでもないが、それとともに、患者、元患者や家族に対する偏見や差別意識の解消など、人権に関する配慮も欠かせないところである。

ア HIV感染者等

HIV感染症は、進行性の免疫機能障害を特徴とする疾患であり、HIVによって引き起こされる免疫不全症候群のことを特にエイズ(AIDS)と呼んでいる。エイズは、1981年(昭和56年)にアメリカ合衆国で最初の症例が報告されて以来、その広がりは世界的に深刻な状況にあるが、我が国においても昭和60年3月に最初の患者が発見され、国民の身近な問題として急速にクローズアップされてきた。

エイズ患者やHIV感染者に対しては、正しい知識や理解の不足から、これまで多くの偏見や差別意識を生んできたが、そのことが原因となって、医療現場における診療拒否や無断検診のほか、就職拒否や職場解雇、アパートへの入居拒否・立ち退き要求、公衆浴場への入場拒否など、社会生活の様々な場面で人権問題となって現れている。しかし、HIV感染症は、その感染経路が特定している上、感染力もそれほど強いものでないことから、正しい知識に基づいて通常の日常生活を送る限り、いたずらに感染を恐れる必要はなく、また、近時の医学的知識の蓄積と新しい治療薬の開発等によってエイズの発症を遅らせた

り、症状を緩和させたりすることが可能になってきている。

政府としては、基本的人権尊重の観点から、すべての人の生命の尊さや生存することの大切さを広く国民に伝えるとともに、エイズ患者やHIV感染者との共存・共生に関する理解を深める観点から、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① HIV感染症等に関する啓発資料の作成・配布，各種の広報活動，世界エイズデーの開催等を通じて，HIV感染症等についての正しい知識の普及を図ることにより，エイズ患者やHIV感染者に対する偏見や差別意識を解消し，HIV感染症及びその感染者等への理解を深めるための啓発活動を推進する。（法務省，厚生労働省）
- ② 学校教育においては，エイズ教育の推進を通じて，発達段階に応じて正しい知識を身に付けることにより，エイズ患者やHIV感染者に対する偏見や差別をなくすとともに，そのための教材作成や教職員の研修を推進する。（文部科学省）
- ③ 職場におけるエイズ患者やHIV感染者に対する誤解等から生じる差別の除去等のためのエイズに関する正しい知識を普及する。（厚生労働省）
- ④ エイズ患者やHIV感染者に関しては，日常生活，職場，医療現場等における差別，プライバシー侵害等の問題があるが，そのような事案が発生した場合には，人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに，関係者に対しエイズ患者やHIV感染者の人権の重要性について正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。（法務省）
- ⑤ エイズ患者やHIV感染者の人権問題の解決を図るため，法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに，相談内容に関する秘密維持を一層厳格にするなどエイズ患者やHIV感染者が利用しやすい人権相談体制を充実させる。なお，相談に当たっては，関係機関と密接な連携協力を図るものとする。（法務省）

イ ハンセン病患者・元患者等

ハンセン病は，らい菌による感染症であるが，らい菌に感染しただけでは発病する可能性は極めて低く，発病した場合であっても，現在では治療方法が確立している。また，遺伝病でないことも判明している。

したがって，ハンセン病患者を隔離する必要は全くないものであるが，従来，我が国においては，発病した患者の外見上の特徴から特殊な病気として扱われ，古くから施設入所を強制する隔離政策が採られてきた。この隔離政策は，昭和28年に改正された「らい予防法」においても引き続き維持され，さらに，昭和30年代に至ってハンセン病に対するそれまでの認識の誤りが明白となった後も，依然として改められることはなかった。平成8年に「らい予防法の廃止に関する法律」が施行され，ようやく強制隔離政策は終結することとなるが，療養所入所者の多くは，これまでの長期間にわたる隔離などにより，家族や親族などとの関係を絶たれ，また，入所者自身の高齢化等により，病気が完治した後も

療養所に残らざるを得ないなど、社会復帰が困難な状況にある。

このような状況の下、平成13年5月11日、ハンセン病患者に対する国の損害賠償責任を認める下級審判決が下されたが、これが大きな契機となって、ハンセン病問題の重大性が改めて国民に明らかにされ、国によるハンセン病患者及び元患者に対する損失補償や、名誉回復及び福祉増進等の措置が図られつつある。

政府としては、ハンセン病患者・元患者等に対する偏見や差別意識の解消に向けて、より一層の強化を図っていく必要がある。以下の取組を積極的に推進することとする。

① ハンセン病に関する啓発資料の作成・配布、各種の広報活動、ハンセン病資料館の運営等を通じて、ハンセン病についての正しい知識の普及を図ることにより、ハンセン病に対する偏見や差別意識を解消し、ハンセン病及びその感染者への理解を深めるための啓発活動を推進する。学校教育及び社会教育においても、啓発資料の適切な活用を図る。

(法務省、厚生労働省、文部科学省)

② ハンセン病患者・元患者等に関しては、入居拒否、日常生活における差別や嫌がらせ、社会復帰の妨げとなる行為等の問題があるが、そのような事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対しハンセン病に関する正しい知識とハンセン病患者・元患者等の人権の重要性について理解を深めるための啓発活動を実施する。(法務省)

③ ハンセン病患者・元患者等の人権問題の解決を図るため、法務局・地方方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組む。特に、ハンセン病療養所の入所者等に対する人権相談を積極的に行い、入所者の気持ちを理解し、少しでも心の傷が癒されるように努める。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)

(9) 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人に対しては、本人に真しな更生の意欲がある場合であっても、国民の意識の中に根強い偏見や差別意識があり、就職に際しての差別や住居等の確保の困難など、社会復帰を目指す人たちにとって現実には極めて厳しい状況にある。

刑を終えて出所した人が真に更生し、社会の一員として円滑な生活を営むことができるようにするためには、本人の強い更生意欲とともに、家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が欠かせないことから、刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識を解消し、その社会復帰に資するための啓発活動を今後も積極的に推進する必要がある。

(10) 犯罪被害者等

近時、我が国では、犯罪被害者やその家族の人権問題に対する社会的関心が大きな高まりを見せており、犯罪被害者等に対する配慮と保護を図るための諸方策を講じることが課

題となっている。

犯罪被害者等の権利の保護に関しては、平成 12 年に犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の制定、刑事訴訟法や検察審査会法、少年法の改正等一連の法的措置によって、司法手続における改善が図られたほか、平成 13 年には犯罪被害者等給付金支給法が改正されたところであり、今後、こうした制度の適正な運用が求められる。

また、犯罪被害者等をめぐる問題としては、マスメディアによる行き過ぎた犯罪の報道によるプライバシー侵害や名誉毀損、過剰な取材による私生活の平穩の侵害等を挙げることができる。犯罪被害者は、その置かれた状況から自ら被害を訴えることが困難であり、また、裁判に訴えようとしても訴訟提起及びその追行に伴う負担が重く、泣き寝入りせざるを得ない場合が少なくない。

こうした動向等を踏まえ、マスメディアの自主的な取組を喚起するなど、犯罪被害者等の人権擁護に資する啓発活動を推進する必要がある。

(11) インターネットによる人権侵害

インターネットには、電子メールのような特定人間の通信のほかに、ホームページのような不特定多数の利用者に向けた情報発信、電子掲示板を利用したネットニュースのような不特定多数の利用者間の反復的な情報の受発信等がある。いずれも発信者に匿名性があり、情報発信が技術的・心理的に容易にできるといった面があることから、例えば、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現等の個人や集団にとって有害な情報の掲載、少年被疑者の実名・顔写真の掲載など、人権にかかわる問題が発生している。

憲法の保障する表現の自由に十分配慮すべきことは当然であるが、一般に許される限度を超えて他人の人権を侵害する悪質な事案に対しては、発信者が判明する場合は、同人に対する啓発を通じて侵害状況の排除に努め、また、発信者を特定できない場合は、プロバイダーに対して当該情報等の停止・削除を申し入れるなど、業界の自主規制を促すことにより個別的な対応を図っている。

こうした動向等を踏まえ、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① 一般のインターネット利用者やプロバイダー等に対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めることが肝要であり、そのため広く国民に対して啓発活動を推進する。(法務省)
- ② 学校においては、情報に関する教科において、インターネット上の誤った情報や偏った情報をめぐる問題を含め、情報化の進展が社会にもたらす影響について知り、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについて理解させるための教育の充実を図る。(文部科学省)

(12) 北朝鮮当局による拉致問題等

1970年代から1980年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で行方不明となったが、これらの事件の多くは、北朝鮮当局による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになったため、政府は、平成3年（1991年）以来、機会あるごとに北朝鮮に対して拉致問題を提起した。北朝鮮側は、頑なに否定し続けていたが、平成14年（2002年）9月の日朝首脳会談において、初めて日本人の拉致を認め、謝罪した。同年10月、5名の拉致被害者が帰国したが、他の被害者について、北朝鮮当局は、いまだ問題の解決に向けた具体的な行動をとっていない。

政府は、平成22年（2010年）までに17名を北朝鮮当局による拉致被害者として認定しているが、このほかにも拉致された可能性を排除できない事案があるとの認識の下、所要の捜査・調査を進めている。北朝鮮当局による拉致は、国民に対する人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題である。政府としては、国の責任において、全ての拉致被害者の一刻も早い帰国に向けて全力を尽くしている。

また、国際連合においては、平成15年（2003年）以来毎年、我が国が提出している北朝鮮人権状況決議が採択され、北朝鮮に対し、拉致被害者の即時帰国を含めた拉致問題の早急な解決を強く要求している。

我が国では、平成17年（2005年）の国連総会決議を踏まえ、平成18年（2006年）6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」（平成18年法律第96号）が制定された。この法律は、国や地方公共団体の責務として、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題（以下「拉致問題等」という。）に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとし、また、12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定め、国及び地方公共団体が、国民の間に広く拉致問題等についての関心と認識を深めるという同週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとしている。拉致問題等の解決には、幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深めることが求められている。

以上を踏まえ、以下の取組を積極的に推進することとする。

- ① 国民の間に広く拉致問題等についての関心と認識を深めるため、北朝鮮人権侵害問題啓発週間にふさわしい事業を実施する。（全府省庁）
- ② 拉致問題等についての正しい知識の普及を図り、国民の関心と認識を深めるため、啓発資料の作成・配布、各種の広報活動を実施する。（内閣官房、法務省）
- ③ 拉致問題等に対する国民各層の理解を深めるため、地方公共団体及び民間団体と協力しつつ、啓発行事を実施する。（内閣官房、総務省、法務省）
- ④ 学校教育においては、児童生徒の発達段階等に応じて、拉致問題等に対する理解を深めるための取組を推進する。（文部科学省）

- ⑤ 諸外国に対し広く拉致問題等についての関心と認識を深めるための取組を実施する。
(内閣官房, 外務省)

(13) その他

以上の類型に該当しない人権問題, 例えば, 同性愛者への差別といった性的指向に係る問題や新たに生起する人権問題など, その他の課題についても, それぞれの問題状況に応じて, その解決に資する施策の検討を行う。

3 人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等

人権教育・啓発の推進に当たっては, 人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等の取組が不可欠である。

国連 10 年国内行動計画においては, 人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者として, 検察職員, 矯正施設・更生保護関係職員等, 入国管理関係職員, 教員・社会教育関係職員, 医療関係者, 福祉関係職員, 海上保安官, 労働行政関係職員, 消防職員, 警察職員, 自衛官, 公務員, マスメディア関係者の 13 の業種に従事する者を掲げ, これらの者に対する研修等における人権教育・啓発の充実に努めるものとしている。これを受けて関係各府省庁では, それぞれ所要の取組が実施されているところであるが, このような関係各府省庁の取組は今後とも充実させる方向で積極的に推進する必要がある。その際, 例えば, 研修プログラムや研修教材の充実を図ることなどが望まれる。

また, 議会関係者や裁判官等についても, 立法府及び司法府において同様の取組があれば, 行政府としての役割を踏まえつつも, 情報の提供や講師の紹介等可能な限りの協力に努めるものとする。

4 総合的かつ効果的な推進体制等

(1) 実施主体の強化及び周知度の向上

人権教育・啓発を効果的に推進するためには, 人権教育・啓発の実施主体の体制を質・量の両面にわたって充実・強化していく必要がある。特に, 各地域に密着した効果的な人権啓発を行うためには, 現在, 全国に約 14,000 名配置されている人権擁護委員の活用が有効かつ不可欠であるが, その際, 適正な人材の確保・配置などにも配慮し, その基盤整備を図る必要がある。

また, 法務省の人権擁護機関を始めとする実施主体に関する国民一般の認識は, 世論調査の結果等によれば, 十分とは言えない。一般に, 実施主体の組織及び活動について啓発対象者が十分な認識を持っていればいるほど, 啓発効果も大きなものを期待することができることから, 各実施主体は, 広報用のパンフレットを作成したり, ホームページを開設するなど, 平素から積極的な広報活動に努めるべきである。

(2) 実施主体間の連携

ア 既存組織の強化

人権教育・啓発の推進に関しては、現在、様々な分野で連携を図るための工夫が凝らされているが、今後ともこれらを充実させていくことが望まれる。

特に、国における「人権教育・啓発に関する中央省庁連絡協議会」（平成 12 年 9 月 25 日、関係府省庁の事務次官等申合せにより設置）及び地方における「人権啓発活動ネットワーク協議会」（人権啓発活動ネットワーク事業の一環として、法務省が平成 10 年度からその構築を進めており、既に全都道府県に設置されているほか、市町村レベルについても、各法務局、地方法務局の直轄及び課制支局管内を中心に設置が進められている）は、人権教育・啓発一般にかかわる連携のための横断的な組織であって、人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進を図る上で大きな役割を担っており、その組織力や活動の充実強化等、更なる整備・発展を図っていくべきである。

イ 新たな連携の構築

人権教育・啓発をより一層総合的かつ効果的に推進していくためには、既存組織の連携の強化のみならず、新たな連携の構築も視野に入れる必要がある。例えば、対象者の発達段階に応じた人権教育・啓発を円滑に実施するためには、幼稚園、小・中・高等学校などの学校教育機関及び公民館などの社会教育機関と、法務局・地方法務局、人権擁護委員などの人権擁護機関との間における連携の構築が重要である。

また、女性、子ども、高齢者等の各人権課題ごとに、関係する様々な機関において、その特質を踏まえた各種の取組が実施されているところであるが、これらをより総合的かつ効果的に推進するためには、これら関係機関の一層緊密な連携を図ることが重要であり、各人権課題・分野等に即して、より柔軟かつ幅広い連携の在り方が検討されるべきである。

さらに、人権擁護の分野においては、公益法人や民間のボランティア団体、企業等が多種多様な活動を行っており、今後とも人権教育・啓発の実施主体として重要な一翼を担っていくことが期待されるが、そのような観点からすれば、これら公益法人や民間団体、企業等との関係においても、連携の可能性やその範囲について検討していくべきである。なお、連携に当たっては、教育・啓発の中立性が保たれるべきであることは当然のことである。

(3) 担当者の育成

国及び地方公共団体は、研修等を通じて、人権教育・啓発の担当者の育成を図ることが重要である。

また、日常生活の中で人権感覚を持って行動できる人材を育成するため、社会教育において推進している事業で得た成果や（財）人権教育啓発推進センターなどの専門機関の豊富な知識と経験等を活用し、人権教育・啓発の担当者の育成を図るための研修プログラムの策定

についても検討すべきである。なお、国及び地方公共団体が研修を企画・実施する場合において、民間の専門機関を活用するに当たっては、教育・啓発の中立性に十分配慮する必要がある。

さらに、人権教育・啓発の担当者として、日頃から人権感覚を豊かにするため、自己研鑽に努めることが大切であり、主体的な取組を促していくことが重要である。

(4) 文献・資料等の整備・充実

人権に関する文献や資料等は、効果的な人権教育・啓発を実施していく上で不可欠のものであるから、その整備・充実に努めることが肝要である。そして、人権教育・啓発の各実施主体等関係諸機関が保有する資料等については、その有効かつ効率的な活用を図るとの観点から、各機関相互における利用を促進するための情報ネットワーク化を検討するほか、多くの人々がこうした情報にアクセスしやすい環境の整備・充実に努めることが望まれる。

また、人権に関する国内外の情勢は時の経過とともに変遷するものであるから、時代の流れを反映した文書等、国内外の新たな文献や資料等の収集・整備を図るとともに、従来必ずしも調査研究が十分でなかった分野等に関するものについても、積極的に収集に努める必要がある。

さらに、人権に関する各種蔵書やこれまでに地方公共団体が作成した各種の啓発冊子、ポスター、ビデオなどで構成されている(財)人権教育啓発推進センターの「人権ライブラリー」の充実を図り、人権教育・啓発に関する文献・資料の活用に関する環境の向上に資することが重要である。

(5) 内容・手法に関する調査・研究

ア 既存の調査・研究の活用

企業、民間団体等が実施した人権教育・啓発の内容・手法に関する調査・研究は、斬新な視点（例えば、ターゲットを絞って、集中的かつ綿密な分析を行うなど）からのアプローチが期待でき、その調査・研究の手法を含めた成果等を活用することにより、より効果的な啓発が期待できる。

また、地方公共団体は、これまで様々な人権問題の啓発に取り組んできており、その啓発手法等に関する調査・研究には多大の実績がある。これらの調査・研究の成果等は、地域の実情、特性を踏まえた地域住民の人権意識の高揚を図る観点から取り組まれたものとして、各地域の実情を反映した参考とすべき多くの視点が含まれている。

さらに、日本国内における人権に関する調査・研究の成果等とは別に、諸外国における調査・研究の成果等を活用することも、次のような意味にかんがみて、十分検討に値するものである。

- ① 人権擁護に関する制度的な差異に着目して啓発手法の比較検討ができ、新たな手法創出の参考となる。
- ② 調査・研究の成果等から諸外国における国民、住民の人権意識の状況等を知ることができ、我が国の人権状況の把握に資する。

イ 新たな調査・研究等

より効果的な啓発内容及び啓発手法に関する新たな調査・研究も必要であるが、そのための条件整備の一環として、啓発内容及び啓発手法に関する開発スタッフ等の育成が重要である。

また、民間における専門機関等には、啓発のノウハウについて豊富な知識と経験を有するスタッフにより、多角的な視点から効果的な啓発内容及び啓発手法を開発することを期待することができることから、これら民間の専門機関等への開発委託を行うほか、共同開発を推進することも望まれる。

ウ その他

調査・研究及び開発された人権教育・啓発の内容・手法を実際に人権啓発フェスティバル等において実践し、その啓発効果等を検証する仕組みについても検討する必要がある。

(6) (財)人権教育啓発推進センターの充実

(財)人権教育啓発推進センターには、民間団体としての特質を生かした人権教育・啓発活動を総合的に行うナショナルセンターとしての役割が期待されている。

そこで、その役割を十分に果たすため、組織・機構の整備充実、人権課題に関する専門的知識を有するスタッフの育成・確保など同センターの機能の充実を図るとともに、人権ライブラリーの活用、人権啓発指導者養成研修のプログラムや人権教育・啓発に関する教材や資料の作成など、同センターにおいて実施している事業のより一層の充実が必要である。

なお、(財)人権教育・啓発推進センターの充実に当たっては、民間団体としての特質を十分生かした方策とするとともに、政府において検討が進められている公益法人に関する改革と整合的なものとなるよう十分配慮する必要がある。

(7) マスメディアの活用等

ア マスメディアの活用

人権教育・啓発の推進に当たって、教育・啓発の媒体としてマスメディアの果たす役割は極めて大きいことから、より多くの国民に効果的に人権尊重の理念の重要性を伝えるためには、マスメディアの積極的な活用が不可欠である。

マスメディアには、映像、音声、文字を始め多種多様な媒体があり、各々その特性があることから、媒体の選定に当たっては当該媒体の特性を十分考慮し、その効用を最大限に活用することが重要である。

イ 民間のアイデアの活用

人権教育・啓発に関するノウハウについて、民間は豊富な知識と経験を有しており、多角的な視点から、より効果的な手法を駆使した教育・啓発の実施が期待できることから、その積極的活用が望まれる。また、民間の活用に当たっては、委託方式も視野に入れ、より効果を高めていく努力をするとともに、教育・啓発の中立性に十分配慮する必要がある。

ウ 国民の積極的参加意識の醸成

人権教育・啓発を効果的に行うためには、広く国民に対して自然な形で人権問題について興味を持ってもらう手法が有意義である。そのような手法の一つとして、現在でも、例えば、人権標語、人権ポスター図案の作成等について一般国民からの募集方式を導入し、優秀作品に対して表彰を行うとともに、優秀作品の積極的な活用に努めているところであるが、今後とも、創意工夫を凝らしながら、積極的に推進する必要がある。

(8) インターネット等IT関連技術の活用

近年、情報伝達の媒体としてのインターネットは長足の進歩を遂げ、更に急速な発展を続けている。そこで、高度情報化時代におけるインターネットの特性を活用して、広く国民に対して、多種多様の人権関係情報（例えば、条約、法律、答申、条例、各種啓発資料（冊子、リーフレット、ポスター、ビデオ等））を提供するとともに、基本的人権の尊重の理念を普及高揚させるための人権啓発活動（例えば、世界人権宣言の内容紹介、各種人権問題の現況及びそれらに対する取組の実態の紹介、その他人権週間行事など各種イベントの紹介等）を推進する。

また、人権教育・啓発に関する情報に対して、多くの人々が容易に接し、活用することができるよう、人権教育・啓発の実施主体によるホームページの開設、掲載内容の充実、リンク集の開発、情報端末の効果的な利用なども望まれる。

第5章 計画の推進

1 推進体制

政府は、人権教育・啓発の総合的かつ計画的な推進を図るため、法務省及び文部科学省を中心とする関係各府省庁の緊密な連携の下に本基本計画を推進する。その具体的な推進に当たっては、「人権教育・啓発中央省庁連絡協議会」を始めとする各種の連携のための場を有効に活用するものとする。

関係各府省庁は、本基本計画の趣旨を十分に踏まえて、その所掌に属する施策に関する実施体制の整備・充実を図るなど、その着実かつ効果的な実施を図る。

2 地方公共団体等との連携・協力

人権教育・啓発の推進については、地方公共団体や公益法人、民間団体、企業等の果たす役割が極めて大きい。これらの団体等が、それぞれの分野及び立場において、必要に応じて有機的な連携を保ちながら、本基本計画の趣旨に沿った自主的な取組を展開することを期待するとともに、本基本計画の実施に当たっては、これらの団体等の取組や意見にも配慮する必要がある。

また、地方公共団体に対する財政支援については、「国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。」（人権教育・啓発推進法第9条）との趣旨を踏まえ、適切に対応していく。

さらに、国際的な潮流を十分に踏まえ、人権の分野における国際的取組に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

3 計画のフォローアップ及び見直し

人権教育・啓発に関する国会への年次報告書（白書）の作成・公表等を通じて、前年度の人権教育・啓発に関する施策の実施状況を点検し、その結果を以後の施策に適正に反映させるなど、基本計画のフォローアップに努めるものとする。

また、我が国の人権をめぐる諸状況や人権教育・啓発の現状及び国民の意識等について把握するよう努めるとともに、国内の社会経済情勢の変化や国際的潮流の動向等に適切に対応するため、必要に応じて本基本計画の見直しを行う。

20世紀、人類は、二度にわたる世界大戦の惨禍を経験し、平和がいかにかけがえのないものを学んだ。とりわけ、人類史上最初の原子爆弾による惨禍を経験した本県にとって、21世紀を迎えた今日、世界の恒久平和の実現は県民の切なる願いである。こうした中で、われわれは、「平和のないところに人権は存在し得ない」、「人権のないところに平和は存在し得ない」という、大きな教訓を得た。

日本国憲法が保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であり、何人も侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられたものであるとされている。わが国においては、このような基本的な立場にたって、人権を確立するための諸施策が推進されてきた。

さらに今日、社会の国際化、情報化、高齢化などの進展に伴って、人権を擁護するための新しい取組が必要となっている。こうした情勢のもと、国においては、平成9年7月に「人権教育のための国連10年(※1)」に関する国内行動計画が策定された。さらに平成12年12月には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定された。この法律において、人権教育及び人権啓発を推進することについて、国、地方公共団体及び国民の責務が明らかにされたところである。

これらのことを通して、国は、すべての人々の人権が尊重される真に平和で豊かな社会を実現しようとするものである。

本県においては、このような認識に立ち、次の方針に基づき、人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進するものとする。

第1 人権尊重の理念

人権は、人としての尊厳に基づいて、だれもが生まれながらにして持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が、かけがえのない存在としての生存と自由を確保し、だれもが幸福に生きるために、欠かすことのできない権利である。

人権尊重とは、人権が人としての固有の権利であるという考えのもとに、一人ひとりが自分の人権だけでなく、他の人々の人権についても正しく理解し、権利の行使に伴う責任を自覚して、相互に人権を尊重し合いその共存を図っていくこと、すなわち、自分を大切にし他人を大切にしていって共に生きていくということである。

※1 人権教育のための国連10年：平成6（1994）年12月の国連総会において、平成7（1995）年から平成16（2004）年までの10年間で、「人権教育のための国連10年」とすることが決議された。「人権教育」を「知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」と定義し、各国に様々な活動を行うことを提唱している。

これを受けて日本では、平成9（1997）年7月に、「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」が、同推進本部（本部長：内閣総理大臣）から出された。

第2 指針の基本的な考え方

1 指針策定の趣旨

本指針は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、本県が今後実施する人権教育・啓発についての基本方針を示すものである。

2 指針の目標

本指針は、県民(※1)が人権尊重の意識を高め、互いに人として尊重し合い、だれもがいきいきと生活できる社会づくりを目標とする。

第3 人権教育・啓発の基本的なあり方

人権尊重の理念について、県民相互の理解を深めることを目的として行われる人権教育・啓発の果たす役割は極めて大きい。

人権教育・啓発の推進に当たっては、県民一人ひとりに、人権の意義やその重要性が知識として確実に身に付き、人権問題を直感的にとらえる感性や、日常生活において、人権への配慮が、自然に態度や行動に現われてくるような人権感覚を育むことが重要である。

そのため、県・市町村等の実施主体は、その責務を認識し、創意工夫しながら地道に粘り強く、人権教育・啓発を続けて行く必要がある。

また、人権教育・啓発は、県民一人ひとりの心のあり方に密接にかかわる問題であることから、その性質上、押し付けにならないように留意する必要がある。

さらに、人権教育・啓発の推進に当たっては、行政や教育の主体性、中立性を確保した上で、政治運動や社会運動との関係を明確に区別して実施しなければならない。

1 人権教育

人権教育は、県民一人ひとりに人権尊重の精神が育まれることを目的として行われる教育活動をいう。

その実施に当たっては、学校教育、社会教育及び家庭教育の場において、それぞれの実施主体が相互の連携を図りながら、人権尊重の理念に対する理解を深め、体得するよう行う必要がある。

2 人権啓発

人権啓発は、県民一人ひとりに人権尊重の理念を普及させ、それに対する県民の理解を深めることを目的として行われる広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

その実施に当たっては、人権尊重の理念を広く普及し理解されるよう、マスメディア、情報機器等の活用による広報などによって、人権に関する様々な情報を発信し、総合的かつ効果的に行う必要がある。

※1 県民： 県内に暮らす全ての人々。

第4 多様な機会を通じた人権教育・啓発の推進

1 学校等

幼児児童生徒の人権尊重の精神を育む上で、保育、学校教育は、大きな役割を持っている。

幼児期においては、人権尊重の精神の芽生えが感性として育まれるように努める。

小学校、中学校、高等学校、盲学校、ろう学校、養護学校(※1)においては、児童生徒の発達段階に即しながら、学習指導要領に示されている各教科等の特質に応じ、人権尊重の理念について理解を促し、それが日常生活に活かされるよう努める。

また、児童生徒がそれぞれ一人の人間として尊重されるよう、一人ひとりを大切にする取組を推進する。

大学等においては、幅広い知識と豊かな人間性を育むとともに、社会のあらゆる分野で必要な人材を養成する機能を担っていることから、学生の人権尊重の理念に対する理解をさらに深めるよう努める。

2 地域社会

地域においては、そこで生活する人々が身近な社会生活を通じて様々な人権を認め合い、共存していくことが必要である。

このため、地域の住民が相互の人権を尊重し、共存していくという人権尊重の理念が日常生活の中で根付くよう、多様な学習機会の充実を図る。

3 家庭

幼児期から豊かな情操や思いやり、善悪の判断など人間形成の基礎を育む上で、家庭の果たす役割は重要である。

このため、県は、保護者に対する学習機会の充実を図るとともに、これらの学習機会、相談窓口、関係機関などについての情報の提供や相談体制の整備など、家庭教育を支援する取組の一層の充実を図る。

4 職域

民間企業等の事業所の、人権啓発推進に果たす社会的役割には大きなものがあり、事業所内における人権尊重を一層確保するよう努めることが望まれる。

こうしたことから、県は、民間企業等の事業所が自主的に行う、従業員等の啓発への取組に対し、協力・支援を行う。

第5 人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等

県・市町村職員、教職員、警察職員、消防職員、医療・保健・福祉関係者など、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者は、特に人権尊重の視点から職務を遂行する必要がある、それぞれの関係機関における研修等の取組を推進する。

※1 盲学校、ろう学校、養護学校：学校教育法の一部改正（平成19年4月施行）により、盲学校、ろう学校、養護学校は特別支援学校になった。

第6 指針の推進

1 推進プランの策定

この指針に基づき、県民一人ひとりが人として尊重され、だれもがいきいきと生活できる社会を形成していくという視点に立ち、人権をめぐる諸状況や人権教育・啓発の諸課題を把握した上で、人権教育推進プラン及び人権啓発推進プランを策定する。

また、社会経済情勢の変化や国際的潮流の動向等を考慮し、人権に関する新たな課題についても適切に対応する必要がある、適宜、人権教育推進プラン及び人権啓発推進プランを見直すものとする。

2 推進体制

この指針に基づく人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、庁内に人権施策推進本部を設置する。

また、人権教育・啓発に関する施策の実施に当たっては、国及び市町村との、一層の連携強化を図るものとする。

3 相談機関相互の連携強化

人権に関する様々な問題についての相談機関の対応が、今後ますます重要になることが予想されることから、本県の各種相談機関をはじめとして、国や市町村の相談機関等との相互の連携強化を図るものとする。

広島県人権教育推進プラン

平成 14 年 12 月策定
広島県教育委員会

はじめに

国は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成 12 年法律第 147 号）」に基づき、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進していくため、「人権教育・啓発に関する基本計画（平成 14 年 3 月）」を策定した。

この中で、現在及び将来にわたる人権擁護上の重要課題をあげ、このような様々な人権問題が生じている根本的な要因として、人権尊重の理念についての正しい理解やこれを実践する態度が人々の中に十分に定着していない点を指摘し、すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、国民一人一人に人権尊重の精神の涵養を図ることが不可欠であるとしている。

本県においても、人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進するため、「広島県人権教育・啓発指針（平成 14 年 5 月）」を策定し、人権教育を人権尊重の精神が育まれることを目的として行われる教育活動とし、その実施に当たっては、人権尊重の理念に対する理解を深め、体得するように行う必要があるとした。

また、県教育委員会としては、人権教育を推進するに当たって、平成 10 年の文部省是正指導（※1）で指摘された趣旨を踏まえ、教育と政治運動や社会運動を明確に区別し、教育の中立性を確保した上で、人権尊重の理念に関する学習の方法や内容などの具体像を学校や市町村に例示することにより、適正な人権教育のあり方を指導する必要がある。

このような諸状況を踏まえ、広島県教育委員会は、広島県人権教育推進プランを策定するものである。

1 人権教育の推進方策

今後の人権教育は、心豊かで文化的な社会の実現に向けて、人権尊重の理念を正しく理解、体得することが必要であるという認識に立って推進するものであり、学校教育と社会教育のそれぞれの特質に留意しつつ、生命の尊さや他人との共生・共感の大切さなど普遍的視点からの取り組みを重視し、実施する。

(1) 学校教育における人権教育の推進

- ① 幼児児童生徒の発達段階に即しながら、学習指導要領等に基づいて、道徳や各教科等における学習内容を適切に指導することにより、人権尊重の理念についての正しい理解を深めていく。
- ② 学習内容については、人権尊重の理念を単に知識として教えるだけではなく、豊かな感性を育み、日常生活において、他者への配慮が自然に態度や行動に現われてくるような人権感覚の育成に資するものとする。

※1 文部省是正指導：平成 10 年 5 月 20 日、文部省（現文部科学省）から広島県教育委員会及び福山市教育委員会に対し、学校運営上、法令等に照らして逸脱あるいはそのおそれがあるなど、不適正な実態があるとの指摘がなされ、教育内容及び学校運営については是正を図るとともに、是正状況を文部省へ報告するよう求められたもの。

- ③ 指導に当たっては、人権尊重の考え方が基本的人権を中心に正しく身に付くよう、自分の自由や権利と同様に他者の自由や権利を大切にすること、また、権利の行使には責任が伴うことなどについて、特に配慮する。

[具体的施策]

- ア 教職員の人権尊重の理念についての正しい理解や指導力の向上を図る研修の充実に努める。
- イ 感性や人権感覚を育む学習教材の研究・開発に努める。
- ウ 学習意欲を高める指導方法の研究・開発に努める。
- エ 人権教育関連資料等の情報データベースの整備(※1)に努める。

(2) 社会教育における人権教育の推進

- ① 公民館等の社会教育施設を中心に行われている人権尊重に関する学習活動や交流活動において、人権尊重の理念についての正しい理解を深めていく。
- ② 学習内容については、相互の人権を尊重し、共存していくことが、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚の醸成に資するものとする。
- ③ 学習を実施するに当たっては、各自の自発的学習意思に基づき、誰もが参加しやすく、意見や感想の自由な交換ができるよう留意する。

[具体的施策]

- ア 市町村の社会教育主事等社会教育指導者に対して、人権教育の目的、基本理念を踏まえた研修の充実に努める。
- イ 学級・講座の開設や交流活動など、市町村が行う人権尊重に関する多様な学習機会の提供に対する支援に努める。
- ウ 参加型学習(※2)を取り入れ、学習意欲を高める学習プログラム(※3)の研究・開発に努める。
- エ 人権教育関連資料等の情報データベースの整備に努める。

2 人権教育推進プランの推進

(1) 推進体制

本県の人権教育を適正に推進するため、事務局教育部内に「人権教育推進会議」を設置する。

(2) 人権教育推進プランの見直し

社会経済情勢等の変化に伴い生じる人権に関する新たな課題に応じて、人権教育推進プランを見直すものとする。

※1 情報データベースの整備： 人権教育に関する法令・規則、指導事例、学習プログラムなど、関連するデータを整理・統合し、ネット上で公開することにより、その共用を可能とするシステムの整備。

※2 参加型学習： 知識伝達型である講義形式の学習形態に対し、学習者自らがその知識や体験に基づき、お互いの気づきや考えを共有しながら学習活動に能動的に参加する学習形態。ワークショップ（特定のテーマにそった全員参加による共同討議）、ロールプレイ（異なる立場を身をもって体感する、役割演技）、ディベート（テーマを設定し相対する2組が討論し理論性を競う活動）等の学習手法がある。

※3 学習プログラム： 学習活動を展開するための準備活動から、アイデアの発想、学習目標の設定、学習内容・方法の選択、評価及び学習継続の手だてなど。

4 人権関係年表

| 年 | 国連関係 | 国 | 広島県 |
|-------------------|--|-------------------------------------|---|
| 昭和 22 年 (1947) | | 「教育基本法」施行 「日本国憲法」施行 「労働基準法」施行 | |
| 昭和 23 年 (1948) | 「世界人権宣言」採択 | 「児童福祉法」施行 | |
| 昭和 24 年 (1949) | 「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」採択(昭和 33(1958)年批准) | 「民法」一部改正施行 | |
| 昭和 25 年 (1950) | | 「生活保護法」施行 | |
| 昭和 26 年 (1951) | 「難民の地位に関する条約」採択(昭和 56(1981)年批准) | 「児童憲章」宣言 | |
| 昭和 27 年 (1952) | 「婦人の参政権に関する条約」採択(昭和 30(1955)年批准) | | |
| 昭和 35 年 (1960) | | 「身体障害者雇用促進法」施行 | |
| 昭和 40 年 (1965) | 「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」(人種差別撤廃条約)採択(平成 7(1995)年批准) | 「同和対策審議会答申」 | |
| 昭和 41 年 (1966) | 「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A 規約)」採択(昭和 54(1979)年批准) 「市民的及び政治的権利に関する国際規約(B 規約)」採択(昭和 54(1979)年批准) | | |
| 昭和 42 年 (1967) | 「難民の地位に関する議定書」採択 | | |
| 昭和 44 年 (1969) | | 「同和対策事業特別措置法」施行 | 「広島県同和対策基本方針」策定 |
| 昭和 45 年 (1970) | | | 「同和教育行政施策の方針」策定 「広島県同和対策事業行政施策の方針」策定 |
| 昭和 50 年 (1975) | 「障害者の権利に関する宣言」採択 | | |
| 昭和 54 年 (1979) | 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)採択(昭和 60(1985)年批准) | | 「広島県青少年健全育成条例」施行 |
| 昭和 56 年 (1981) | 「国連障害者の 10 年」の決議を採択 | 「同和対策協議会意見具申」 「犯罪被害者等給付金支給法」施行 | |
| 昭和 57 年 (1982) | | 「地域改善対策特別措置法」施行 | |

| 年 | 国連関係 | 国 | 広島県 |
|-----------------|---|---|---|
| 昭和59年 (1984) | 「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約」(拷問等禁止条約)採択(平成11(1999)年批准) | | |
| 昭和60年 (1985) | 「犯罪及び権力乱用の被害者のための司法の基本原則宣言」採択 | | |
| 昭和61年 (1986) | | 「男女雇用機会均等法」施行 「長寿社会対策大綱」決定 「地域改善対策協議会意見具申」 | |
| 昭和62年 (1987) | | 「身体障害者雇用促進法」一部改正施行 「地対財特法」施行 | |
| 昭和63年 (1988) | | 「身体障害者雇用促進法」一部改正施行(「障害者雇用促進法」に改称) | 「広島県女性プラン」策定 |
| 平成元年 (1989) | 「児童の権利に関する条約」採択(平成6(1994)年批准) | | |
| 平成2年 (1990) | | 「出入国管理及び難民認定法」一部改正施行 | |
| 平成3年 (1991) | | 「地域改善対策協議会意見具申」 | |
| 平成4年 (1992) | | 「育児・介護休業法」施行 「地対財特法」一部改正施行 | 「広島県女性プラン(第一次改定)」策定 「広島県青少年健全育成条例」一部改正施行 |
| 平成5年 (1993) | | 「障害者基本法」施行 「障害者対策に関する新長期計画」策定 | |
| 平成6年 (1994) | 「人権教育のための国連10年」宣言 | 「高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建設の促進に関する法律」(ハートビル法)施行 | |
| 平成7年 (1995) | | 「育児・介護休業法」一部改正一部施行 「高齢社会対策基本法」施行 「障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略」策定 | 「広島県福祉のまちづくり条例」施行 「広島県個人情報保護条例」施行 |
| 平成8年 (1996) | | 「男女共同参画2000年プラン」決定 「高齢社会対策大綱」決定 「地域改善対策協議会意見具申」 「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について」決定 「らい予防法の廃止に関する法律」施行 | |

| 年 | 国連関係 | 国 | 広島県 |
|-----------------|------------------------------------|---|---|
| 平成9年 (1997) | | 「人権擁護施策推進法」施行 「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」策定 「地对財特法」一部改正施行 「アイヌ文化振興法」施行(「北海道旧土人保護法」廃止) | 「広島県青少年健全育成条例」一部改正施行 「法期限後の同和対策について」決定 |
| 平成10年 (1998) | | 「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」(高齢者雇用安定法)一部改正施行 「障害者雇用促進法」一部改正施行 | 「広島県男女共同参画プラン」策定 「広島県障害者プラン」策定 |
| 平成11年 (1999) | 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書」採択 | 人権擁護推進審議会「人権教育・啓発の在り方について」答申 「男女共同参画社会基本法」施行 「雇用の分野における男女均等な機会及び待遇の確保等のための労働省関係法律の整備に関する法律」施行 「育児・介護休業法」全面施行 「児童ポルノ禁止法」施行 「新エンゼルプラン」策定 「精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律」施行 「感染症予防法」施行 「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」策定 | |
| 平成12年 (2000) | | 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行 「民事法律扶助法」施行 「男女共同参画基本計画」策定 「成年後見制度等に関する民法の一部を改正する法律」等施行 「ストーカー規制法」施行 「児童虐待防止法」施行 「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(交通バリアフリー法)施行 「外国人登録法」一部改正施行 「刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律」施行 「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」施行 「少年法」一部改正施行 | 「こども夢プラン21」策定 「ひろしま高齢者プラン2000」策定 |

| 年 | 国連関係 | 国 | 広島県 |
|-------------------|------------------|--|---|
| 平成 13 年 (2001) | | 人権擁護推進審議会「人権救済制度の在り方について」答申 「DV防止法」施行 新「高齢社会対策大綱」決定 「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」(ハンセン病補償法)施行 「犯罪被害者等給付金支給法」から「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」に改正施行 | 「同和対策事業の見直し」決定 「広島県国際化推進プラン2005」策定 |
| 平成 14 年 (2002) | | 「人権教育・啓発に関する基本計画」策定 「障害者雇用促進法」一部改正施行 「障害者基本計画」策定 「障害者プラン～重要施策実施5か年計画」策定 「地対財特法」失効 「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」(ホームレス自立支援法)施行 | 「広島県人権教育・啓発指針」策定 「広島県人権啓発推進プラン」策定 「広島県人権教育推進プラン」策定 「広島県男女共同参画推進条例」施行 「広島県青少年健全育成条例」一部改正施行 「広島県同和対策基本方針」廃止 「同和教育行政施策の方針」廃止 「広島県同和対策事業行政施策の方針」廃止 |
| 平成 15 年 (2003) | | 「次世代育成支援対策推進法」一部施行 「青少年育成施策大綱」策定 | 「広島県男女共同参画基本計画」策定 「ひろしま高齢者プラン(平成15～19年度)」策定 |
| 平成 16 年 (2004) | | 「DV防止法」一部改正施行 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」告示 「少子化社会対策大綱」決定 「児童虐待防止法」一部改正施行 「児童福祉法」一部改正施行 「障害者基本法」一部改正施行 「障害者雇用促進法」一部改正施行 「性同一性障害の性別の取扱いの特例に関する法律」(性同一性障害特例法)施行 | 「広島県青少年健全育成条例」一部改正施行 「広島県障害者プラン」(第2次広島県障害者計画)策定 |
| 平成 17 年 (2005) | 「人権教育のための世界計画」開始 | 「男女共同参画基本計画(第2次)」策定 「児童福祉法」一部施行 「次世代育成支援対策推進法」全面施行 「育児・介護休業法」一部改正施行 「発達障害者支援法」施行 「介護保険法」一部改正施行 「障害者雇用促進法」一部改正一部施行 「犯罪被害者等基本法」施行 「犯罪被害者等基本計画」策定 「個人情報保護法」全面施行 | 「未来に輝くこども夢プラン」策定 「広島県個人情報保護条例」全部改正施行 |

| 年 | 国連関係 | 国 | 広島県 |
|-------------------|----------------------------------|---|--|
| 平成 18 年 (2006) | 「障害者の権利に関する条約」採択(平成 26(2014)年批准) | 「児童福祉法」一部施行 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(高齢者虐待防止法)施行 「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」(高齢者雇用安定法)一部改正施行 「障害者自立支援法」施行 「障害者雇用促進法」一部改正施行 「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」施行 | 「広島県人権啓発推進プラン」改定 「広島県男女共同参画基本計画(第2次)」策定 「広島県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定 「ひろしま高齢者プラン(平成18~20年度)」策定 「ひろしま国際施策推進プラン2010」策定 |
| 平成 19 年 (2007) | | 「障害者雇用促進法」一部改正施行 「更生保護法」施行 | 「広島県個人情報保護条例」一部改正施行 |
| 平成 20 年 (2008) | | 「DV防止法」一部改正施行 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」告示 「児童福祉法」一部改正 「児童虐待防止法」一部改正施行 「次世代育成支援対策推進法」一部改正 「青少年育成施策大綱」の策定 「アイヌ民族を先住民とすることを求める決議」採択 「オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律」施行 「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」を「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」に改正 「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」一部改正施行 | |
| 平成 21 年 (2009) | | 「児童福祉法」一部施行 「次世代育成支援対策推進法」一部施行 「障害者雇用促進法」一部改正施行 「出入国管理及び難民認定法」一部改正施行 「ハンセン問題基本法」施行 | 「第4期ひろしま高齢者プラン(平成21~23年度)」策定 「広島県個人情報保護条例」一部改正施行 |

| 年 | 国連関係 | 国 | 広島県 |
|-------------------|------|--|--|
| 平成 22 年 (2010) | | 「男女共同参画基本計画（第3次）」策定 「次世代育成支援対策推進法」一部施行 「児童福祉法」一部施行 「子ども・若者育成支援推進法」施行 「子ども・若者ビジョン」の策定 「育児・介護休業法」一部改正施行 「障害者雇用促進法」一部施行 「出入国管理及び難民認定法」一部改正施行 | 「みんなで育てることも夢プラン」策定 「減らそう犯罪」第3期ひろしまアクション・プラン」（平成 23～27 年）策定 |
| 平成 23 年 (2011) | | 「障害者基本法」一部改正施行 「第2次犯罪被害者等基本計画」策定 | 「広島県人権啓発推進プラン」改定 「広島県男女共同参画基本計画（第3次）」策定 「広島県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（第2次）」策定 |
| 平成 24 年 (2012) | | 「障害者虐待防止法」施行 | 「広島県子ども・若者計画」策定 「第5期ひろしま高齢者プラン（平成 24～26 年度）」策定 |
| 平成 25 年 (2013) | | 「ストーカー規制法」一部改正施行 「いじめ防止対策推進法」施行 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）施行 「障害者基本計画（第3次）」策定 | 「広島県エイズ対策推進プラン」策定 |
| 平成 26 年 (2014) | | 「DV防止法」一部改正施行 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」告示 「児童ポルノ禁止法」改正施行 | 「広島県いじめ防止基本方針」策定 「広島県障害者プラン」（第3次広島県障害者計画）策定 「広島県個人情報保護条例」一部改正施行 |
| 平成 27 年 (2015) | | 「女性活躍推進法」一部施行 「男女共同参画基本計画（第4次）」策定 「次世代育成支援対策推進法」施行（時限立法：10 年間延長） 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」策定 | 「広島県子ども・若者計画（第2次）」策定 「ひろしまファミリー・夢プラン」策定 「第6期ひろしま高齢者プラン（平成 27～29 年度）」策定 「減らそう犯罪」第4期ひろしまアクション・プラン」（平成 28～令和 2 年）策定 「広島県個人情報保護条例」一部改正施行 |

| 年 | 国連関係 | 国 | 広島県 |
|---------------------------|------|---|--|
| 平成 28 年 (2016) | | 「女性活躍推進法」全面施行 「児童福祉法等の一部を改正する法律」施行 「障害者差別解消法」施行 「障害者雇用促進法」一部改正施行 「部落差別解消法」施行 「ヘイトスピーチ解消法」施行 「再犯防止推進法」施行 「第 3 次犯罪被害者等基本計画」策定 | 「広島県人権啓発推進プラン」改定 「広島県男女共同参画基本計画（第 4 次）」策定 「広島県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（第 3 次）」策定 「広島県個人情報保護条例」一部改正施行 |
| 平成 29 年 (2017) | | 「ストーカー規制法」一部改正施行 「技能実習法」施行 「再犯防止推進計画」策定 「個人情報保護法」一部改正施行 | 「広島県個人情報保護条例」一部改正施行 |
| 平成 30 年 (2018) | | 「政治分野における男女共同参画推進法」施行 「児童福祉法及び児童虐待防止法の一部を改正する法律」施行 新「高齢社会対策大綱」決定 「障害者雇用促進法」一部改正施行 「障害者文化芸術推進法」施行 「障害者基本計画（第 4 次）」策定 「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」改正 「青少年インターネット環境整備法」一部改正施行 | 「第 7 期ひろしま高齢者プラン（平成 30～令和 2 年度）」策定 「広島県エイズ対策推進指針」策定 |
| 平成 31 年 令和元年 (2019) | | 「認知症施策推進大綱」決定 「障害者雇用促進法」一部改正施行 「ハンセン病問題基本法」改正 「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」施行 「アイヌ施策推進法」施行 | 「第 4 次広島県障害者プラン」策定 「広島県感染症予防計画」改訂 |
| 令和 2 年 (2020) | | 「DV防止法」一部改正施行 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」告示 「労働施策総合推進法」一部改正施行 「男女雇用機会均等法」一部改正施行 「育児・介護休業法」一部改正施行 「女性活躍推進法」一部改正施行 「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」施行 「障害者雇用促進法」一部改正施行 | 「ひろしま子供の未来応援プラン」策定 「広島県地域福祉支援計画」策定 「減らそう犯罪」第 5 期ひろしまアクション・プラン」（令和 3～7 年）策定 |

